

平準化の取組に関する事例集

令和8年3月

国土交通省不動産・建設経済局建設業課

はじめに

- 国土交通省では、これまでも施工時期の平準化に関する取組を推進し、地方公共団体による平準化の好事例を共有するため、平成28年4月、「地方公共団体における平準化の取組事例について ～平準化の先進事例「さしすせそ」～」を作成・公表し、順次改訂を行いながら、地方公共団体の皆様に活用していただいています(平成29年3月(第2版)、平成30年5月(第3版)、令和2年4月(第4版))。
- 全国の地方公共団体に広く平準化の取組が浸透していくためには、入札契約の実務に携わる各地方公共団体の担当者の皆様に、債務負担行為の活用など、先行的に取組がなされている自治体を参考にさせていただくことが重要です。
- 国土交通省においては、今後も毎年度、取組状況等の見える化を行いながら、地方公共団体の取組の推進を図る方針です。各地方公共団体におかれましては、発注・施工時期等の平準化に向けた取組を進めるため、この事例集を積極的に活用して頂き、平準化の推進に取り組んでいただければ幸いです。

目次

1. 施工時期の平準化について	p.4
2. 平準化取組の状況	p.8
3. 自治体別の取組	
・秋田県	p.14
・新潟県	p.16
・千葉県 千葉市	p.19
・大阪府 大阪市	p.21
・埼玉県 行田市	p.23
・埼玉県 和光市	p.28
・東京都 江戸川区	p.30
・神奈川県 鎌倉市	p.33
・富山県 黒部市	p.36
・愛知県 豊田市	p.39
・岡山県 倉敷市	p.42
・広島県 庄原市	p.45
・高知県 仁淀川町	p.48
・大分県 由布市	p.49
・沖縄県 宜野座村	p.51

4. 「さしすせそ」別の取組	
・(さ) 債務負担行為の活用	p.53
・(し) 柔軟な工期設定(余裕期間制度の活用)	p.55
・(す) 速やかな繰越手続	p.57
・(せ) 積算の前倒し	p.59
・(そ) 早期執行のための目標設定(執行率等の設定、発注見通しの公表)	p.61

参考資料

・地方公共団体における平準化率(閑散期のボトムアップ)・平準化取組の状況	p.64
・地方公共団体における平準化率(繁忙期のピークカット)の状況	p.66
・関連用語の解説	p.68

1. 施工時期の平準化について

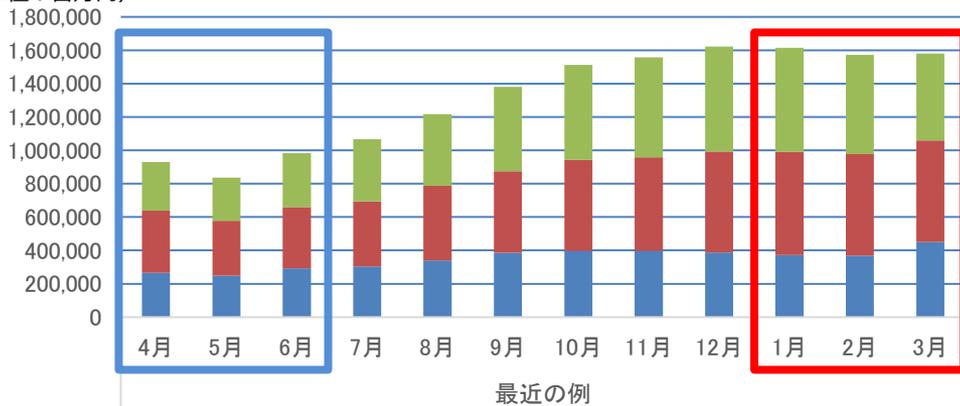
施工時期の平準化の必要性

- 公共工事では、年度内の時期によって工事の繁閑に大きな差が発生
- 工事の閑散期には、仕事が不足し、公共工事に従事する者(技能者)の収入が減る可能性が懸念される一方、繁忙期には、仕事量が集中することになり、技能者の長時間労働や休日の取得しにくさ等につながる懸念

公共工事における工事出来高の状況

■ 国 ■ 都道府県 ■ 市区町村

(単位：百万円)



閑散期 (青枠の期間、4月～6月)

(技能者) 仕事が少ないため、収入が不安定になる
(建設業者) 人材・機材が必要に対して過剰

繁忙期 (赤枠の期間、1月～3月)

(技能者) 仕事が多く、休暇を取得することが困難となり、長時間労働に陥りがち
(建設業者) 技術者が不足する懸念

出典：国土交通省「建設総合統計」

⇒ **公共工事品質確保法では、発注者の責務として公共工事の施工時期の平準化が規定。また、入札契約適正化法では、公共工事の発注者が施工時期の平準化のための方策を講じることが努力義務とされている。**

技能者や受注者（建設業者）に期待される効果

- 技能者の処遇の改善（特に休日の確保等）
- 年間を通じた安定的な工事の実施による経営安定化
- 人材や機材の実働日数の向上や効率的な運用
- 稼働率の向上による機械保有等の促進

発注者に期待される効果

- 入札不調・不落の抑制など、安定的な施工の確保
- 中長期的な公共工事の担い手の確保
- 発注担当職員等の事務作業の負担軽減

→ **施工時期の平準化を推進する必要** ←

- 平準化率 (閑散期のボトムアップ) とは、通常**閑散期**である**4～6月期**における**公共工事の稼働状況**を年度平均と比較した指標
- 平準化率 (繁忙期のピークカット) とは、通常**繁忙期**である**1～3月期**における**公共工事の稼働状況**を年度平均と比較した指標

工事名と工期	工期												翌年度	
	過年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		3月
い工事：前年度11/3～9/26	←	→			→						→			→
ろ工事：6/5～1/13			←	→						→				
は工事：9/17～3/28		→			→						→			→
に工事：1/21～翌年度5/25		→			→						→			→
※工事稼働件数は、稼働日数に関わらず各月1件ずつカウント (例えば、工期が4/1～5/1の工事の場合、4月と5月の工事の稼働件数はそれぞれ1件としてカウント)														
各月における工事稼働件数		1件	1件	2件	2件	2件	2件	2件	2件	2件	3件	3件	2件	
年度全体の月平均工事稼働数		24÷12												
4-6月期の月平均工事稼働数		4÷3												
1-3月期の月平均工事稼働数											8÷3			

平準化率(閑散期のボトムアップ)の計算方法

- ① 当該年度に稼働した工事の工期を把握し、各月における工事稼働件数をカウント
- ② 4～6月において、1月あたり平均何件の工事が稼働したか(上記青枠内の「4-6月期の月平均工事稼働数」)を算出
- ③ 当該年度全体において、1月あたり平均何件の工事が稼働したか(緑枠内の「年度全体の月平均工事稼働数」)を算出
- ④ 「4-6月期の月平均工事稼働数」を「年度全体の月平均工事稼働数」を割ることで平準化率を算出

$$\frac{(4\sim6\text{月期の月平均工事稼働数})}{(\text{年度全体の月平均工事稼働数})} = \frac{4\div3}{24\div12} = 0.67$$

平準化率(繁忙期のピークカット)の計算方法

- ① 当該年度に稼働した工事の工期を把握し、各月における工事稼働件数をカウント
- ② 1～3月において、1月あたり平均何件の工事が稼働したか(上記赤枠内の「1-3月期の月平均工事稼働数」)を算出
- ③ 当該年度全体において、1月あたり平均何件の工事が稼働したか(緑枠内の「年度全体の月平均工事稼働数」)を算出
- ④ 「1-3月期の月平均工事稼働数」を「年度全体の月平均工事稼働数」を割ることで平準化率を算出

$$\frac{(1\sim3\text{月期の月平均工事稼働数})}{(\text{年度全体の月平均工事稼働数})} = \frac{8\div3}{24\div12} = 1.33$$

両方の指標を1.00に近づけていく必要

債務負担行為の活用 (さ)

- 債務負担行為を活用して複数の年度にまたがる契約を行うことにより、年度当初の閑散期（4月～6月）においても工事の施工が可能になり、施工時期の平準化につながります。
- 通常、大規模な工事で工期が複数年にわたる場合は、債務負担行為を設定することにより、複数年にわたる契約が締結されますが、工期が12ヶ月未満の工事でも、債務負担行為を設定することにより、年度をまたいだ契約を行うことが可能になります。
- また、ゼロ債務負担行為※を設定することにより、次年度当初から工事に着手でき、出水期までに施工が必要な工事などへの対応が可能になります。 ※主に補正予算で、年度内に契約まで済ませるが、支払いはゼロである債務負担行為

柔軟な工期の設定（余裕期間制度の活用） (し)

- 余裕期間制度の活用により、例えば、受注者が工事開始日や工期末を選択しやすくなるなど、受注者は人材や資機材の調整を行いやすくなるため、工事の円滑な施工が見込まれます。

速やかな繰越手続 (す)

- 悪天候や用地の関係など、年度内に支出が終わらないやむを得ない事由が発生した場合には、年度末を待つことなく、速やかに繰越手続を開始することにより、受注者は、年度内の完成を早期に見直すことができ、余裕をもって人材・資機材のやりくりを行えるようになります。

積算の前倒し (せ)

- 発注前年度のうちに設計・積算までを完了させることにより、発注年度当初に積算単価を更新するだけで速やかに発注手続を行うことができます。

早期執行のための目標設定（執行率等の設定、発注見通しの公表） (そ)

- 年度末に工期末が集中しないよう上半期（特に4～6月）の執行率（契約率）の目標を設定し早期発注を目指します。
- 発注の見通しの公表により、受注者が人材や資機材を計画的に準備でき、円滑な施工が見込まれます。

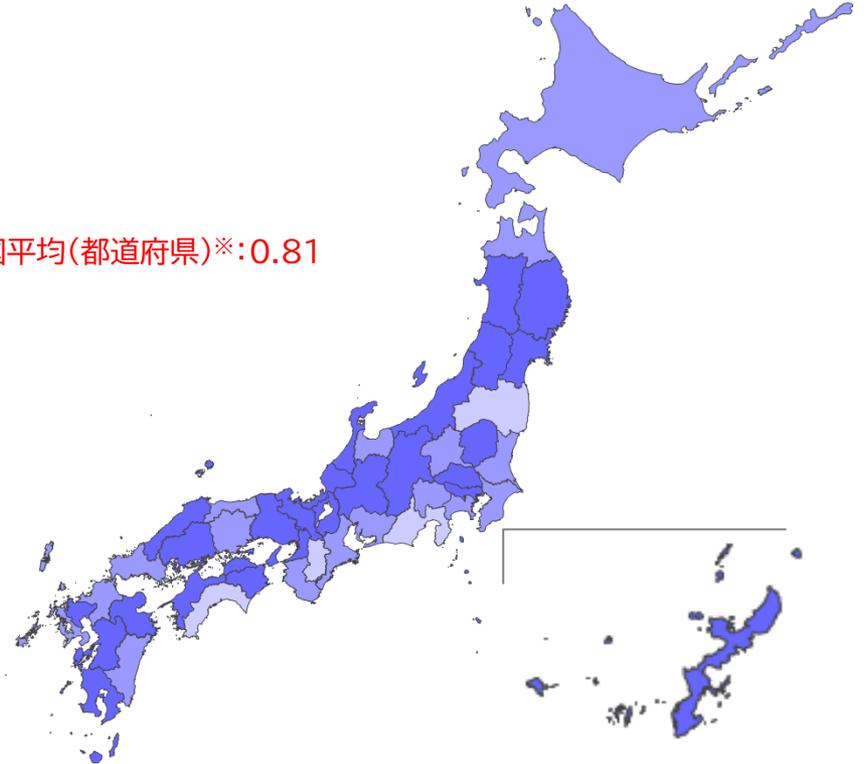
2. 平準化取組の状況

(1) 都道府県における平準化率（閑散期のボトムアップ）の状況

都道府県の平準化率（閑散期）の状況

- 平準化率 0.8以上 ■
- 平準化率 0.7~0.8 ■
- 平準化率 0.6~0.7 ■
- 平準化率 0.6未満 ■

全国平均(都道府県)*:0.81



$$\text{平準化率（閑散期・件数）} = \frac{\text{（4～6月期の月平均工事稼働数）}}{\text{（年間の月平均工事稼働数）}}$$

「一般財団法人日本建設情報総合センターコリンズ・テクリスセンター」
 登録データを活用（令和5年度実績）
 対象：契約金額500万円以上の工事
 稼働件数：当該月に工期が含まれる工事の件数

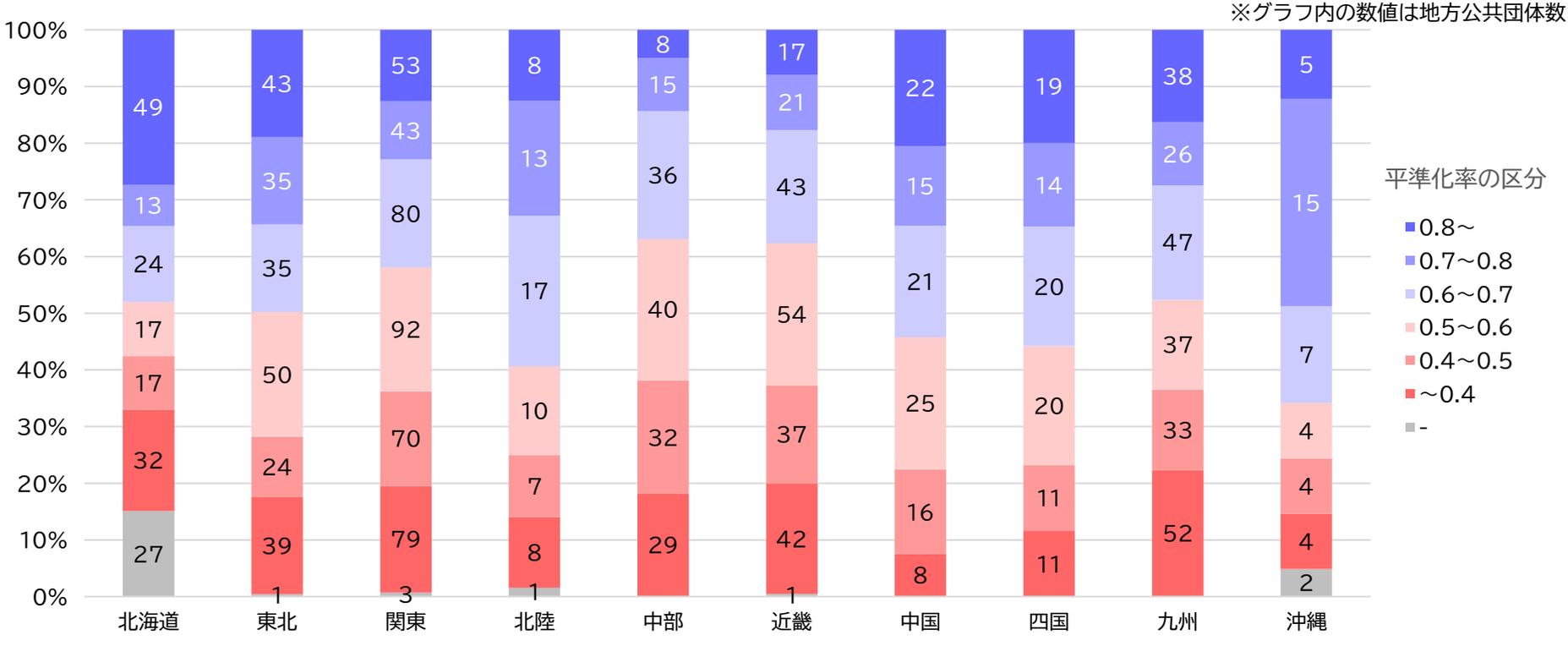
都道府県の平準化率（閑散期）一覧

北海道	0.71	栃木県	0.90	石川県	0.80	滋賀県	0.80	岡山県	0.75	佐賀県	0.86
青森県	0.77	群馬県	0.78	福井県	0.84	京都府	0.80	広島県	0.86	長崎県	0.79
岩手県	0.85	埼玉県	0.86	山梨県	0.78	大阪府	0.84	山口県	0.78	熊本県	0.84
宮城県	0.84	千葉県	0.71	長野県	0.89	兵庫県	0.90	徳島県	0.80	大分県	0.84
秋田県	0.89	東京都	0.85	岐阜県	0.93	奈良県	0.69	香川県	0.94	宮崎県	0.75
山形県	0.93	神奈川県	0.78	静岡県	0.68	和歌山県	0.78	愛媛県	0.80	鹿児島県	0.85
福島県	0.66	新潟県	0.89	愛知県	0.76	鳥取県	0.78	高知県	0.69	沖縄県	0.84
茨城県	0.76	富山県	0.79	三重県	0.74	島根県	0.84	福岡県	0.75	平均	0.81

※平準化率の全国平均は、各都道府県の平準化率の単純平均

(2) 市区町村における平準化率（閑散期のボトムアップ）の状況（地域別）

各地域における平準化率（閑散期）別の市区町村の構成割合



平準化率（閑散期）の平均値

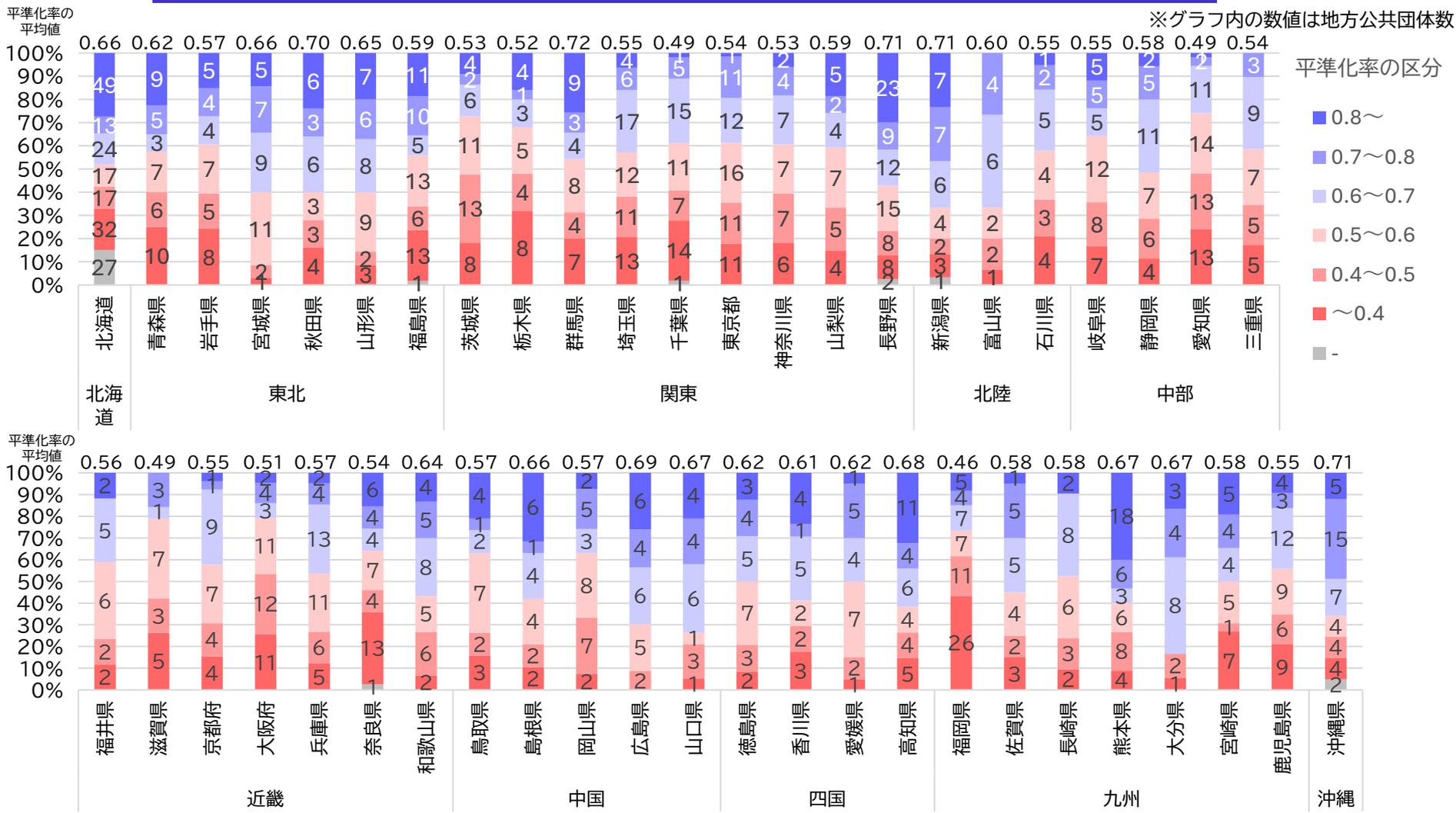
地域	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄	全国平均
平均値	0.66	0.63	0.58	0.64	0.54	0.55	0.63	0.64	0.57	0.71	0.60

※対象地域
 北海道ブロック：北海道
 東北ブロック：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
 関東ブロック：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
 北陸ブロック：新潟県、石川県、富山県
 中部ブロック：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
 近畿ブロック：福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
 中国ブロック：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
 四国ブロック：徳島県、香川県、愛媛県、高知県
 九州ブロック：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
 沖縄ブロック：沖縄県

※平準化率（閑散期）の定義：4～6月期の月平均工事稼働数／年間の月平均工事稼働数
 ※市区町村の平準化率は、「一般財団法人日本建設業総合センター コリンス・テクリスセンター」に登録された工事（令和5年度実績、1件当たり500万円以上）を団体区分毎に全ての工事を足し合わせて算出

(3) 市区町村における平準化率（閑散期のボトムアップ）の状況（都道府県別）

各都道府県における平準化率（閑散期）別の市区町村の構成割合

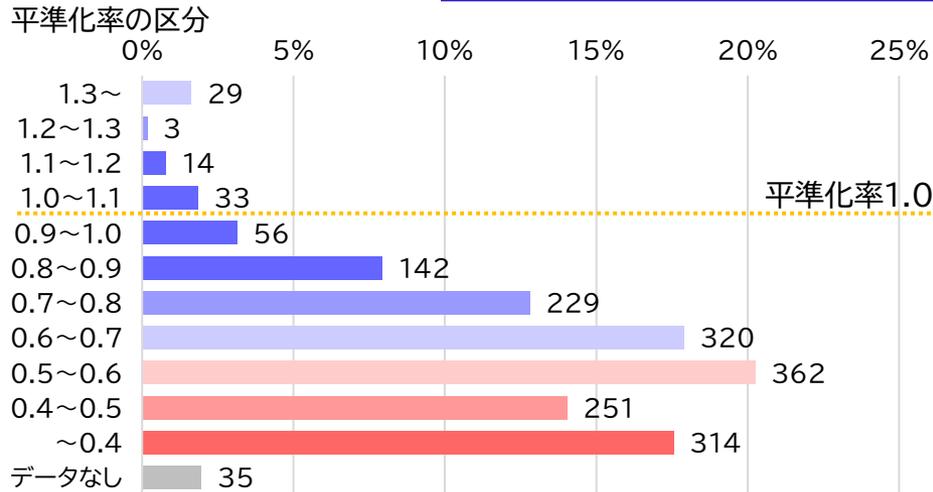


※平準化率（閑散期）の定義：4～6月期の月平均工事稼働数／年間の月平均工事稼働数
 ※市区町村の平準化率は、「一般財団法人日本建設業総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事（令和5年度実績。1件当たり500万円以上）を団体区分毎に全ての工事を足し合わせて算出

(4) 地方公共団体における平準化率（閑散期のボトムアップ） ・ 平準化取組の状況

地方公共団体における平準化率（閑散期）の分布

※グラフ内の数値は地方公共団体数（都道府県・指定都市を含む）



平準化率が0.6以上の団体（グラフの青棒）
 ○平準化率が1.00に近づくほど該当団体が少なくなる。

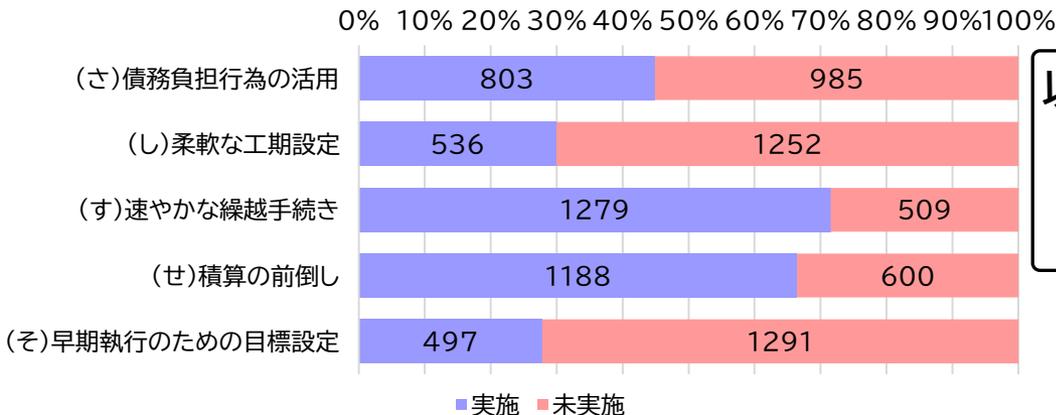
平準化率が0.6未満の団体（グラフの赤棒）
 ○50%以上の団体が平準化率0.6未満であり、施工時期の平準化を推進する必要がある

※平準化率（閑散期）の定義：4～6月期の月平均工事稼働数／年間の月平均工事稼働数

※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンス・テクリスセンター」に登録された工事（令和5年度実績。1件当たり500万円以上）を団体区分毎に全ての工事を足し合わせて算出

地方公共団体における平準化取組の実施状況

※グラフ内の数値は地方公共団体数（都道府県・指定都市を含む）



以下の平準化取り組みは未実施の団体が多い

- (さ) 債務負担行為の活用
- (し) 柔軟な工期設定
- (そ) 早期執行のための目標設定

※平準化取組の実施状況は、「令和6年度入契法に基づく入札・契約手続に関する実態調査（令和6年7月1日時点）」より集計

3. 自治体別の取組

秋田県

特徴

- ✓ 9月議会での繰越決議
- ✓ 年6回の発注見通しの公表

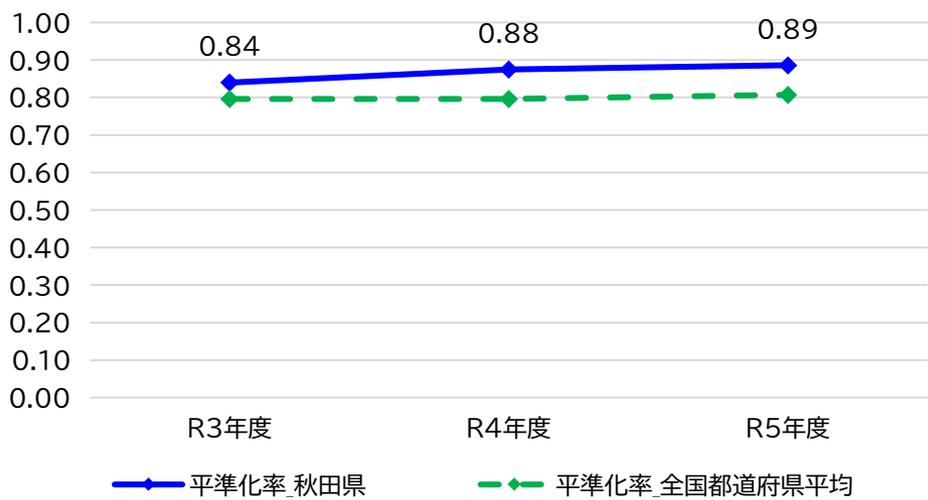
◆基礎情報

人口 : 959,502人 (R2) 土木部門職員数 : 640人 (R6)
 面積 : 11,638km² (R6) 工事契約件数 : 1,738件 (R5)
 普通建設事業費 : 1,384億円 (R4) 工事契約金額 : 810億円 (R5)

	債務負担行為	柔軟な工期設定	速やかな繰越手続	積算の前倒し	早期執行のための目標設定
R6年度	実施	実施	実施	実施	実施
R5年度	実施	実施	実施	実施	実施
R4年度	実施	実施	実施	実施	実施

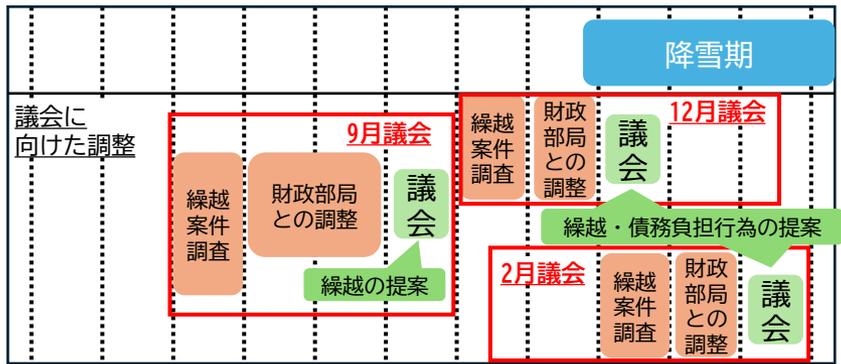
◆過去3年間の平準化率（閑散期）

- ・ R3→R5で向上
- ・ 継続的に全国都道府県平均より高い水準を維持



◆議会に向けた庁内調整のスケジュール

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月



【9月議会】

- ・ 国土交通省からの平準化の推進の通知等を受け、令和元年度より6～7月に9月議会における繰越明許費設定の調査を実施
- ・ 令和元年～令和5年まで上記調査に該当する案件無し
→令和6年にこれまでの通知や時間外労働の上限規制などの状況を踏まえ、**早期に繰越手続を行うよう改めて通知**

・ 9月議会での繰越の適用案件が令和7年度に初めて上程

＜本案件の概要＞

- 都市計画課
 - ・ 設備工事において、**納入に時間を要し年度内に完了できないことが早い段階で判明**
 - 引き続き早い段階での繰越設定を呼びかけ

【12月・2月議会】

- ・ 繰越明許費と債務負担行為を提案
＜ノウハウ＞
 - ・ 繰越案件調査の際、**想定される繰越理由の例を明示**しながら調査を実施
 - ・ 毎年繰越があるため、財政部局が提示している繰越理由の整理・期間の考え方のノウハウが蓄積

◆平準化に取り組む際に行った工夫および効果

①ゼロ県債活用 ～豪雪地帯特有の工夫～

- ・融雪後速やかに工事着手できるよう**1 2月議会における債務負担行為（いわゆるゼロ県債）を活用**
- ・**降雪期に向かない工事***（舗装、塗装、盛土）などは融雪後の早期着手を目指して**前年度中に発注**
 - *債務負担行為を活用する工事の例
 - ①融雪後すぐに着手したい工事（舗装工事や区画線工事等）
 - ②年間を通し契約の必要がある工事（維持管理・点検業務等）
 - ③適正な工期確保のために早期発注が必要な工事
 - ・橋梁工事などで施工時期が長くなる工事
 - ・降雪期間前に終えたい工事
- ・施工時期を指定する取り決めはないが、各種技術基準に則って適切な施工ができるよう、発注時期に配慮
- ・関係部局・議会との調整においては、理由を示しながら丁寧な説明をし理解獲得
 - 調整において否定的な意見等はなく進行

②余裕期間制度の適用

- ・令和4年1月より、**原則全ての建設部発注の工事に適用**
- <適用の理由>
 - ・柔軟な工期の設定を通じて、受注者が建設資材や建設労働者を確保できるようにし、一層の平準化を図るため
 - ・不調・不落の発生抑制対策のため

<余裕期間制度を原則適用するための取組>

- ・**関係団体に対する丁寧な説明**を実施
- ・**庁内に通知を周知**し理解を求めている

<効果>

- ・任意着手方式においては、**工事着手日の選択を受注者ができる**ため、人材や資金確保がしやすい
- ・**閑散期対策**や**年度初めから工事に着手**可能

③発注見通しの公表を頻繁に実施

- ・令和3年度から発注見通しを**年6回公表**
 - 3月、4月、7月、10月、12月、2月
- ・状況に応じて**随時公表も可能**な体制

<きっかけ>

- ・平成29、30年に大規模災害があり、令和元年の不調不落率が高かったため

<公表時期等の設定>

- ・**議会で予算成立後、直ちに公表**できるように、議会閉会日の翌日を公表日として設定
- ・公表は電子入札システムで実施

<随時公表について>

- ・不調・不落対策に関連し、再公告したい場合に随時公表をできるようにしている

<効果>

- ・受託業者が**工事計画の見通し**が立てやすくなる

④そのほかの取組

1. 建設業者、コンサルタント業者と**毎年意見交換会**を実施
 - 業者側から更なる平準化を求める意見も



閑散期や納期の集中を何とかしてほしい

- 建設業者等
 - 関係者に周知し、債務負担行為の活用や速やかな繰越手続等の取組を推進につなげる

2. 市町村の工事でも平準化の取り組みを推進するため、**発注者協議会の中で呼びかけ**なども実施

照会先：秋田県 建設部 建設政策課
TEL：018-860-2415

新潟県

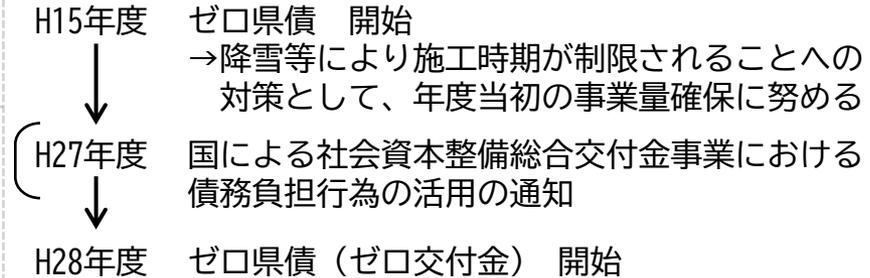
特徴 ✓債務負担行為の設定と議会決議のパターン化

◆基礎情報

人口 : 2,201,272人 (R2) 土木部門職員数 : 1,234人 (R6)
 面積 : 12,584km² (R6) 工事契約件数 : 2,655件 (R5)
 普通建設事業費 : 1,839億円 (R4) 工事契約金額 : 978億円 (R5)

	債務負担行為	柔軟な工期設定	速やかな繰越手続	積算の前倒し	早期執行のための目標設定
R6年度	実施	実施	実施	実施	実施
R5年度	実施	実施	実施	実施	実施
R4年度	実施	実施	実施	実施	実施

◆平準化に取り組む経緯・きっかけ



◆平準化に取り組む際に行った工夫および効果

①財政部局との連携

- ・翌債の活用：**執行状況について情報を共有**し、説明の際には設定した金額に対して実績を提出
- ・債務負担行為：**通常／平準化対応を区別**して説明
 →平準化対応の工事は、出水期や降雪期の制約等が要因であり、財政部局へグループ分けして説明するため区分

②各議会における工期にあわせた債務負担行為の設定

<きっかけ>

- ・出水期（6月～9月）及び降雪期（12月～2月）の制約から、事業実施が集中する傾向

<債務負担行為の設定>

- ・平準化を図るため、工期にあわせた債務負担行為の設定

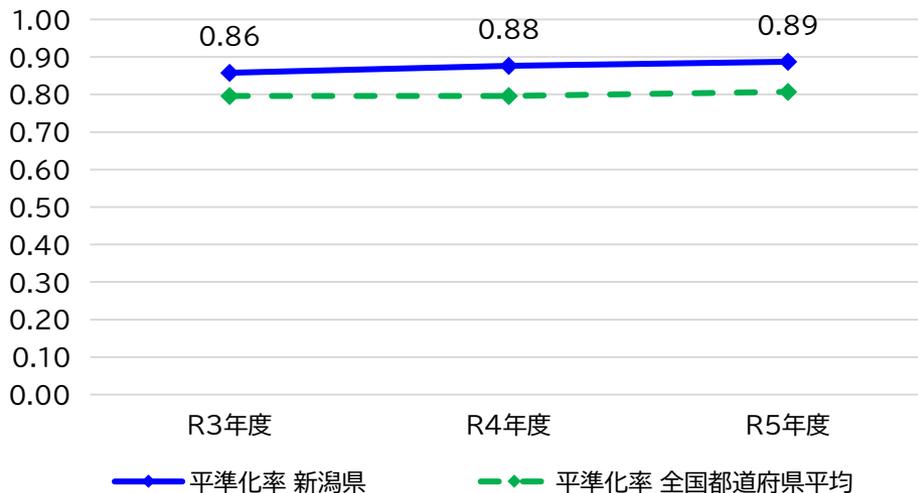
(例) 9月議会 : 工期が概ね10月～5月の場合
 → 債務負担行為を設定
 12月議会 : 工期が概ね4月～11月の場合
 → ゼロ債務負担行為を設定
 工期が概ね3月～11月の場合
 → 債務負担行為を設定

<効果>

- ・**年度初めにおける受注機会の確保、発注率の向上**に寄与

◆過去3年間の平準化率（閑散期）

- ・R3→R5で向上
- ・継続的に全国都道府県平均より高い水準を維持



◆平準化に取り組む際に行った工夫および効果

③庁内外との情報共有

< 庁内 >

- ・入札契約事務改善検討WGを設置
→業界からの意見やその他の課題を契機として、
制度改正を実施

開始時期：10年程前から実施

開催頻度：年に4～5回程度

参加メンバー

- ①座長：技監
- ②土木部内の課長等
- ③入札契約制度の所管部局（事務局）



・施工時期選択可能制度の拡充
・現場代理人、技術者の兼務等について議論

< 庁外 >

- ・業界との定期的な意見交換会を開催
→頂いた意見をもとに対策を検討
- 開催頻度：年に1～2回程度、うち1回は秋の当初予算編成前
- 参加者：建設業者、電気設備工事業者等
- 意見内容：建設業協会からの要望に応じて**実際に増額**



建設業者
ゼロ交付金を増額してほしい

④発注目標の設定

- ・部独自の発注目標を設定し、地域別の発注状況の進捗管理を実施（9月までは毎月実施）
→状況に応じて地域間での配分変更を検討・実施

【独自の発注目標】

当年度予算繰越分を含めて、降雪期（11月末）までに
工事請負費ベースで80%

（うち、R6年度国補正分については、9月末で80%）

⑤豪雪地帯特有の工夫

- ・積雪時期（11月末～4月末）に現場作業が出来ない工事は、**全体スケジュールを考慮した発注計画**が重要

- ・雪崩予防柵の発注計画の例



⑥「施工時期選択可能工事制度試行要領」の制定

- きっかけ 発注時期の平準化に関する業界からの要望
- H28年度 債務負担予算による発注対象のモデル制度を実施
- ↓
- 2年間の試行の結果、債務負担予算に限らず対象とする試行要領を策定し実施
- H31年度 制定
- ↓
- 1～2年ごとに改正**
（主に業界要望を踏まえ、WGで改正内容を検討し実施）
- R7年6月 最新の改正を実施

表 施工時期選択可能工事制度の活用状況

	R4年度	R5年度	R6年度
A：実際に施工時期選択可能工事として発注した件数	284件	264件	277件
全工事件数に対するAの割合	10.2%	10.2%	11.9%
Aのうち、建設業者から申請のあった工事の割合	47.9%	43.2%	46.2%

→建設業者から好評を得ている

<出典>新潟県より提供

【参考資料】

<出典>新潟県より提供

債務負担行為の設定時期等

- ・当初予算編成時は複数年にわたることが明確な事業等の債務負担行為を設定
- ・「施工時期の平準化」を目的とした債務負担行為を9月及び12月議会において定例的に設定
- ・上記のほか、国庫補助事業の内示状況や工事・用地交渉の進捗状況等を踏まえ、直近の議会等で債務負担行為を設定

設定の時期や効果等

	当初予算	9月議会(平準化)	12月議会(平準化)	適宜
対象事業	大規模な工事で工期が複数年にわたることが明確な事業等	工期が10月～5月の2カ年債務等	工期が3月～11月の2カ年債務等	工事や用地交渉の進捗により、工期が複数年にわたる事業
設定の効果	年度初期から複数年度にわたる契約が可能	河川工事において、出水期を避けて十分な工期を確保し、出水期前に工事が完了	施工が困難な冬期を避けて適切な工期を確保し、降雪期前に工事が完了	事業効果の早期実現
想定される事業等	事業全般	河川関係(土木) 海岸関係(土木)	道路関係(土木)	事業全般
過去の設定実績(土木部) <small>※件数、次年度債務負担限度額</small>	R7: 件、億円 R6: 件、億円 R5: 件、億円 R4: 件、億円 R3: 件、億円	R7: 件、億円 R6: 件、億円 R5: 件、億円 R4: 件、億円 R3: 件、億円 <small>※平準化対応のみ</small>	R6: 件、億円 R5: 件、億円 R4: 件、億円 R3: 件、億円 <small>※平準化対応のみ</small>	

施行時期平準化の意義

- ✓ 通常、予算の単年度主義に基づき、年度ごとの予算により事業執行を行っていることから、年度初めに工事量が少なくなる一方、年度の半ばから後半にかけて工事量が多くなる傾向
- ✓ 工事の閑散期である4～6月においては、仕事が不足し、公共工事の従事者の処遇に悪影響が出る可能性が懸念される一方、繁忙期である1～3月において仕事量が増大することにより、公共工事の従事者の長時間労働や休暇取得に支障
- ✓ 資機材について、閑散期は余剰が生じ、繁忙期には資機材の需要が高く円滑な調達に困難に
⇒平準化により、年度内の工事量の繁閑の差をできるだけ小さくし、年間を通じて工事量が安定



平準化促進のための債務負担行為の設定

- ・債務負担行為を活用して複数の年度にまたがる契約を行うことにより、年度当初の閑散期(4月～6月)においても工事の施工が可能
- ・通常、大規模な工事で工期が複数年にわたる場合は債務負担行為を設定することにより複数年にわたる契約が締結されるが、工期が12ヶ月未満の工事でも債務負担行為を設定することにより、年度をまたいだ契約を行うことが可能

平準化対応の効果 (財政部局調整資料)

<出典>新潟県より提供

資料 2

新潟県〇〇地域振興局地域整備部

受注者様

この工事は、一定の期間内で受注者が任意に工事開始日を選ぶことができる「施工時期選択可能工事制度」対象工事です。
工事開始日を選択する際は、発注者の承認が必要です。

施工時期選択可能工事制度は通常工事と異なる点や注意して頂きたい点がありますので御留意ください。

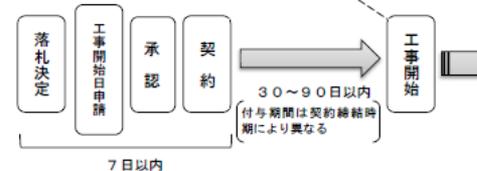
- ・ 契約締結日から工事開始日の前日までは、技術者等の配置を求めません。ただし、コリンズの登録は、通常の契約どおり契約締結日から10日以内(土日、祝日等を除く)に行う必要があります。
- ・ 承認された工事開始日から起算して7日以内に着手し、着手届や工程表を速やかに提出してください。
- ・ 詳しくは特記仕様書を御覧ください。

施工時期選択可能工事制度イメージ

○通常の工事



○施工時期選択可能工事



繰越が生じないように完了

施工時期選択可能制度に関する受注者向け資料

照会先:新潟県 土木部 監理課
TEL:025-280-5385

千葉県千葉市

特徴 ✓独自の平準化指標の設定

◆基礎情報

人口 : 974,951人 (R2) 土木部門職員数 : 654人 (R6)
 面積 : 272km² (R6) 工事契約件数 : 542件 (R5)
 普通建設事業費 : 624億円 (R4) 工事契約金額 : 377億円 (R5)

	債務負担 行為	柔軟な 工期設定	速やかな 繰越手続	積算の 前倒し	早期執行 のための 目標設定
R6年度	実施	実施	実施	実施	実施
R5年度	実施	実施	実施	実施	実施
R4年度	実施	実施	実施	実施	実施

◆平準化に取り組む際に行った工夫および効果

①千葉市独自の平準化指標

$$\text{平準化指標 (千葉市独自)} = \frac{\text{工事稼働件数の最も多い月}}{\text{工事稼働件数の最も少ない月}} \quad (\text{平準化率 } 2.0 \text{ 以内を目標})$$

<きっかけ>

- ・平成26年に、品確法と建設業法、「担い手3法」が施行され、建設業の担い手の中長期的な育成、確保のための基本理念や具体的措置が規定された
- ・建設団体から平準化を求める要望が挙げられていた



<次年度工事の前倒し発注>

- ・平成26年度より補正予算で次年度工事の一部を前倒し発注し、年度末に集中する道路工事等を平準化による事業者の生産性向上と負担軽減を図ることとした。
→目標となる**独自指標**を設定し取組を推進
- ・下水、建築工事へと随時拡大した

<基準設定の目的>

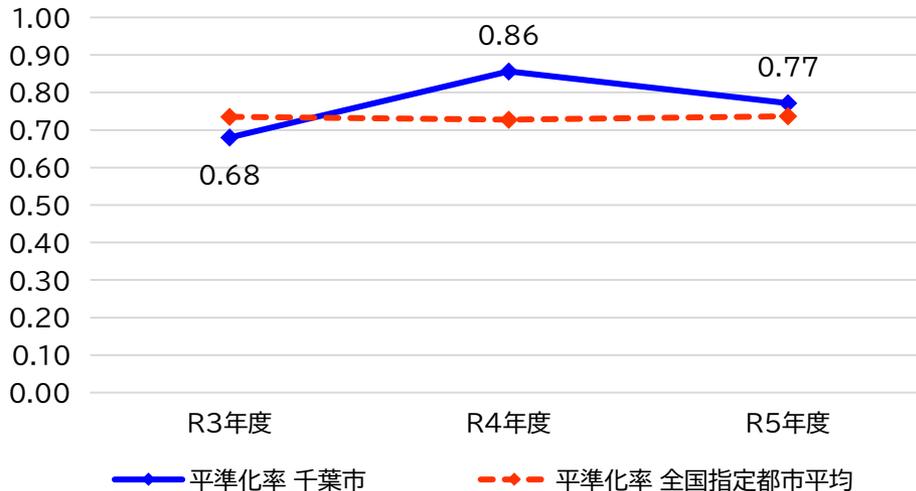
- ・**ピーク月の工事数を減らす**こと

<指標の併用>

- ・市独自指標と全国統一指標を併用
- ・両方の指標を達成する意識で実施

◆過去3年間の平準化率（閑散期）

- ・R3-R4で向上
- ・R4-R5で全国指定都市平均より高い水準を維持



◆平準化に取り組む際に行った工夫および効果

②繰越（翌債）への取組み

<関係部局・議会からの理解>

- ・H26年度から部分的に平準化を進めている実績から、平準化のための債務負担行為等について既に理解を得ている



<実際の取組み>

- ・H29年度から下水工事の平準化に着手
- ・R2年度から建築工事、教育委員会による学校の修繕工事の平準化に着手
 - 以降、全庁的な取組へ
- ・R5年度から土木、下水工事は、取組みの定着化に伴い、補正予算でなく、当初予算で債務負担行為を設定

③建設業者等との意見交換会

- ・年に1回、毎年9月に実施
- ・不調不落の検討時など、不定期で追加の意見交換会開催
- ・建設業者等との意見交換会では、平準化の取組に関して好印象な意見を得ている



年間を通じた機材や労働力の確保が容易になり、経営の安定化につながる。

建設関係団体

との評価有

④当初予算における公共工事等の執行について（通知）

- ・関係部局（工事を執行する事業課）あての通知により、平準化取組等の各種施策を推進

<きっかけ>

- ・担い手確保、ICT、平準化といった取り組むべき課題が多数

最低限共有すべき内容を整理した資料を作成する必要がある



担当職員

<平準化に関する具体的内容>

- ・入契法・品確法の要請、平準化を実施してほしい部局、業務委託の完了時期分散等

◆平準化推進に向けた今後の対応策

①繰越明許費のさらなる活用

- ・当初予算での繰越明許費設定の導入を検討

<きっかけ>

- ・入札不調率が高いため、対策として当初予算での繰越明許費に着目
- ・繰越を活用している他自治体の事例（静岡県、愛知県、東京都）



<効果>

- ・再発注が議会承認待ちにならない
- ・再発注時にて余裕期間制度が使いやすくなる

照会先：千葉市 建設局 土木部 技術管理課
TEL：043-245-5367

大阪府大阪市

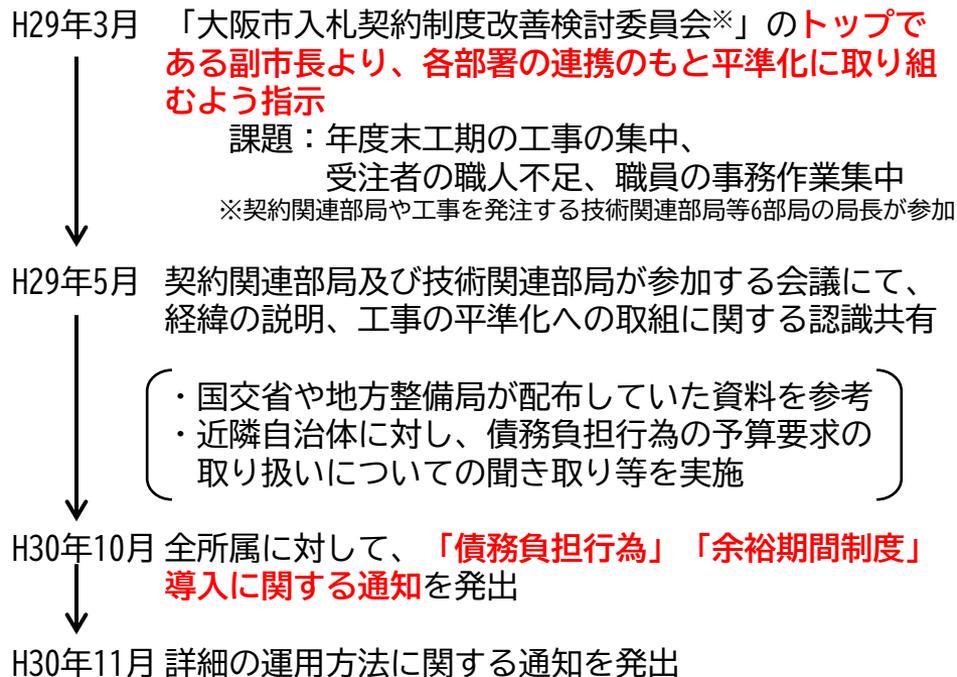
特徴 ✓副市長主導での各部署が連携した平準化の取組

◆基礎情報

人口 : 2,752,412人 (R2) 土木部門職員数 : 2,835人 (R6)
 面積 : 225km² (R6) 工事契約件数 : 1,626件 (R5)
 普通建設事業費 : 2,135億円 (R4) 工事契約金額 : 1,991億円 (R5)

	債務負担 行為	柔軟な 工期設定	速やかな 繰越手続	積算の 前倒し	早期執行 のための 目標設定
R6年度	実施	実施	未実施	実施	実施
R5年度	実施	実施	未実施	実施	実施
R4年度	実施	実施	未実施	実施	実施

◆平準化に取り組む経緯・きっかけ



◆平準化に取り組む際に行った工夫および効果

①債務負担行為の積極的活用

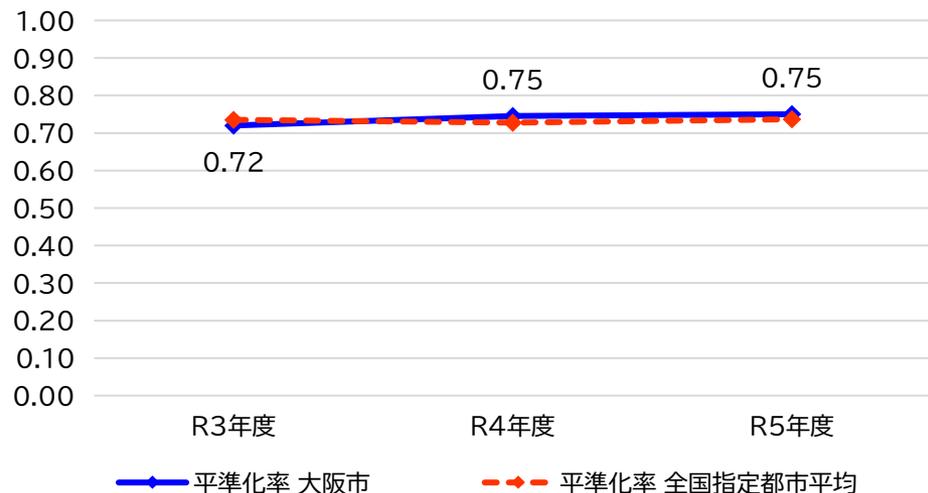
- ・制度の理解は進んでおり、引き続き積極的活用を周知
- ・財政部局との調整によりスムーズな実施が図られている

②複数部局との連携

- ・技術関連部局（工事の発注・監督を行う）と契約関連部局とで
 取組案の作成段階から協議を重ね、平準化の取組を実施
 →技術関連部局からの意見を制度化していく中で、
契約関連部局だけでは発生する課題等の抽出が困難であり、
担当部局に照会をかけながら実施

◆過去3年間の平準化率（閑散期）

- ・R3-R4で向上
- ・継続的に高い水準を維持



◆平準化に取り組む際に行った工夫および効果

③職員の事務負担軽減

<職員の負担感が増加した要因>

- ・ **年度末に工期を迎える工事**が多い
- ・ 設計変更や完成検査等に関する **事務作業が集中**
- ・ **職員不足**
- ・ ノウハウの引継ぎの課題
→ 上記により、職員の負担感が増加

<平準化取組に対する財政部局からの理解獲得の要因>

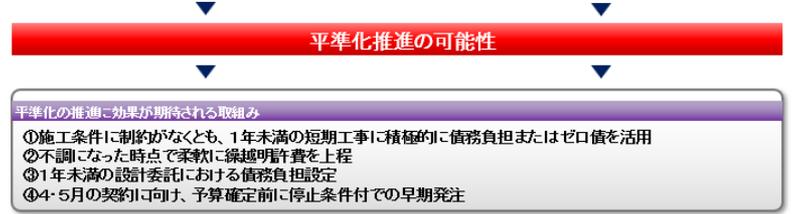
- ・ **トップダウン型**（副市長主導）の指示
- ・ 国からの通知で平準化取組の方針が示されていたこと

<平準化による効果>

- ・ 年度末の **事務作業集中の低減**

工事の平準化の検討（現状・要因・可能性調査）

現状	平準化を阻害する要因
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 契約時期 閑散期：第1・第4四半期 繁忙期：第2・第3四半期 ◆ 工事完成時期 繁忙期：多くが2月、3月に集中 ：この時期に設計変更業務と完成検査業務等が重なるため繁忙 ◆ 債務負担設定 活用状況：事業期間が長期（複数年）のものは、既に債務負担設定を最大限活用 ：事業期間が短期のものも一部で債務負担設定を活用し、計画的に工事稼働率を分散化する取組みを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 3月市会の予算確定及び国の補助金の内示が出てからの契約手続開始となるため、第1四半期の契約が少ない ◆ 施工時期等に制約があるため、第2・3四半期に契約が集中 ◆ 繰越明許費が上程できる時期が限られる（市会での個別対応もあり、活用にとり組む事項とはしがたい） ◆ 予算確定後、工事期間等を勘案して高額な工事から順次発注業務を開始していることから、少額で短期工期の工事発注業務が後送りとなり、結果として完成時期が2月、3月に集中



【参考資料】庁内での検討と調整に用いた資料 <出典>大阪市より提供

経緯

- 年間を通じた切れ目のない公共工事の発注は、地域の担い手となる建設業者の経営の効率化安定化、公共工事の品質確保を図る上で重要であり、平成26年6月に改正された改正品確法においても、工事完成時期の年度末への集中を避けるため、発注時期及び工期末が一時期に集中しないように年間を通じた分散化を図ることが必要とされている。（公共工事については、予算成立後に入札契約手続を行うことが一般的であり、第1四半期は工事が減り、年度末に工期末が集中する傾向にある。）
- また、「公共工事の施工確保について」要請する通知文書（総務省、国土交通省連名）が各都道府県、各指定都市あてに平成28年10月14日付けで送付されており、施工時期の平準化について、債務負担行為の積極的な活用、余裕期間の設定、適切な工期の設定、繰越制度の適切な活用等により、措置を講じることを要請されている。
- さらに、平成29年3月29日開催の大阪市入札契約制度改善検討委員会において、委員長である副市長から、年度末工事の集中発注と受注者側の職人不足から入札不調となる懸念や、職員の減少や熟練者・スキルの低下によりコンプライアンスの問題も浮上する恐れが懸念されることから、受注者側の職人不足への対応と職員の事務作業の集中を緩和するため、**工事の平準化に向けて検討するよう**指示があった。

工事の平準化の検討（検討結果）

- ③ 1年未満の設計委託における債務負担設定
 - 計画的に前年度に設計委託を行えば効果を得られることから、まずは内部努力において対応する。
- ④ 4・5月の契約に向け、予算確定前に停止条件付での早期発注
 - 地方自治法上認められておらず、平準化案として市会等への説明が困難。

「地方公共団体における平準化の取組み事例」を活用

<ul style="list-style-type: none"> 債務負担行為の活用 柔軟な工期の設定（余裕期間制度の活用） 速やかな繰越手続き 	<ul style="list-style-type: none"> ①施工条件に制約がなくとも、1年未満の短期工事に積極的に債務負担またはゼロ債を活用 <ul style="list-style-type: none"> ● 平準化を目的とした、債務負担やゼロ債の枠の確保を関係局である財政局とも調整を行っていく。 ● 必要に応じて、余裕期間の設定を講じる等、入札参加しやすい環境の整備を行う。 ②不調になった時点で柔軟に繰越明許費を上程 <ul style="list-style-type: none"> ● 年度内完成を優先しロットの見直し等を行っていたものも、不調後即繰越明許費を計上することで、年度を跨いでの適正な工期設定を可能とするため、関係局である財政局とも調整を行っていく。
---	---

平準化の推進状況のモニタリング

● 毎年度、予算要求前の7月に臨時大阪市技術管理連絡協議会（課長会）を開催し、前年度の土木系（01.03.06）、管線系（02.04.05）の平準化の取組み状況の報告を行い、平準化の推進についてモニタリングを行う。

年度	土木系	管線系
発注件数		
ゼロ債・債務負担		
繰越期間		
債務		
繰越明許費		
平準化率		
担当課		

埼玉県行田市

特徴 ✓担い手3法をテーマに多様な研修を数多く開催

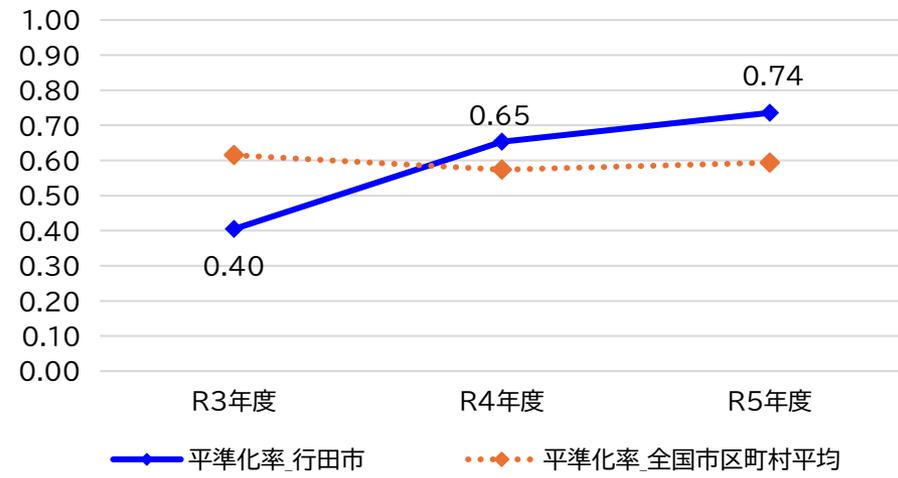
◆基礎情報

人口 : 78,617人 (R2) 土木部門職員数 : 52人 (R6)
 面積 : 67km² (R6) 工事契約件数 : 156件 (R5)
 普通建設事業費 : 17億円 (R4) 工事契約金額 : 17億円 (R5)

	債務負担 行為	柔軟な 工期設定	速やかな 繰越手続	積算の 前倒し	早期執行 のための 目標設定
R6年度	実施	未実施	実施	実施	実施
R5年度	実施	未実施	実施	実施	実施
R4年度	実施	未実施	実施	実施	実施

◆過去3年間の平準化率（開散期）

- ・ R3→R5で継続的に向上
- ・ R5で高い水準



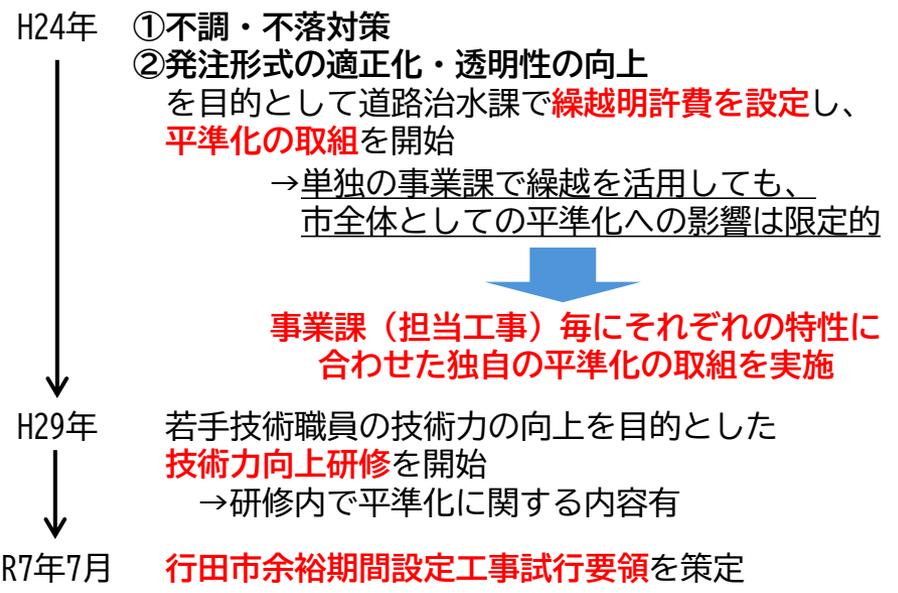
◆平準化に取り組む経緯・きっかけ

年度末（3月末）を工期とした発注が一般的で、
 ～H23年 案件によっては工期内の完了が難しいものがあった。
 →不調・不落の要因に

- ・ 工期内の完了が難しい工事について、建設業者から要望があった



・ 現場作業や書類作業の集中が負担
 ・ 1、2月は降雪の影響で工事が進まないことが多い
 → 4月以降まで工期を延ばしてほしい



◆平準化に取り組む際に行った工夫および効果

①事業課（担当工事）毎の特性に合わせた取り組み

- 一概に平準化の取組と言っても、事業課ごとに担当する**工事の特性が異なる**ことから、**効果的な取組内容もそれぞれ異なる**

<事業課の特性に合わせた取り組み>

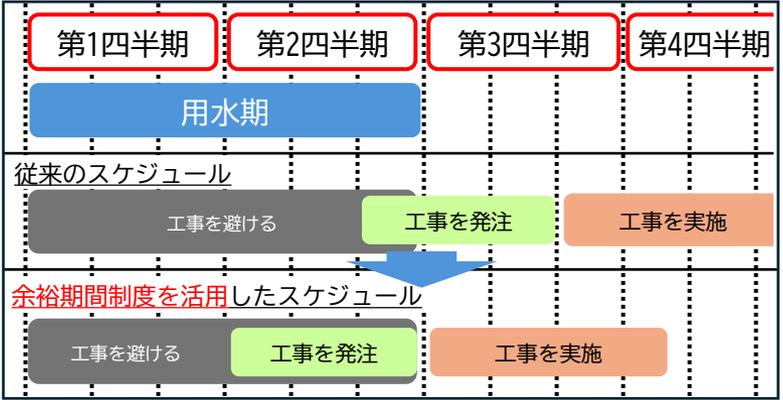
- 各事業課で**自課の特性に合わせた効果的な取り組み**を検討・実施

●農政課

<余裕期間制度の活用>

- 発注・施工のピークカット**を目標にR7年度から**余裕期間制度**を活用
- 第2四半期に発注**を行い、**第3四半期から第4四半期前半にかけての工事完了**を目指す取り組みを開始

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月



●営繕課

<工事の特性>

- 市有建築物の設計・工事を担当
- 学校施設は長期休業中に施工が集中
- 施設によっては施設運営と並行した工事が必要
→**施工時期に制限**が多く、平準化が難しい一面あり



<平準化取組として次年度の早期発注を目指す>

- 当該年度の**工事を早期に完了**させる
- 工事を早期に完了させた上で、**次年度の設計に着手**



<効果>

- 年度初め（4月）に発注**を行える体制に

●道路治水課

- 9月又は12月定例会市議会において、**繰越明許費を設定**

●水道課・下水道課

- 当初予算で**ゼロ債務負担行為を活用**し、繰越を実施

◆平準化に取り組む際に行った工夫および効果

③技術力向上研修の開催

- ・H29年から**技術職員の技術力向上を目的**として実施
- ・参加対象は主任級以下の若手技術職員
- ・契約検査課が主体となり実施しており、検査官が講師を務めている

議題として研修で取り扱っている内容

- ・担い手3法
- ・各種制度の策定・改定
- ・国交省告示・通達
- ・会計検査の近年の指摘事項

研修の一環として実施している内容

- ・埼玉県が実施している大型工事の視察
- ・若手職員が担当した工事の技術発表会

技術力の向上に
寄与するテーマ
を包括的に取り
扱っている

<効果>

- ・週休二日制や工期の**平準化の推進が不可欠**という認識やノウハウを若手職員に共有

【参考資料】

<出典>行田市より提供

技術力向上研修（試行）要領

契約検査課

1 目的

自治体の技術職員の職務は、戦後の復興から右肩上がりの高度成長期を経て平成当初に至るまでのインフラ整備拡充路線から、近年は、老朽化した公共施設の持続可能で適正な維持管理業務へとシフトチェンジしている状況である。

そうした時代背景に柔軟に対応するため、職務の多くは、維持管理業務に関する関係法令の習得、複雑化した事業計画等の制度理解等、また、ワークショップや住民説明会の開催等、多様化した住民ニーズに的確に対応すべく、技術職員の職務内容は多岐にわたってきている状況である。

そうしたことから、市民ニーズに的確かつスピーディに対応するため、事業の進捗に、設計コンサルタントや建設業者などの民間の技術力を有効活用し、多くの事業は、設計から工事に至るまで外部委託を行っている現状である。

事業の外部委託は、早期に成果を達成させることに有効である一方、公共事業費も縮小傾向にあるなか、若手の自治体技術職員の設計や施工管理等の経験や機会を減少させ、自治体の若手技術職員の技術力の低下を招いているとの懸念や指摘も多く、今や、全国的な課題となっている状況である。

技術職員の技術力の低下は、設計書の理解不足や工事目的物の品質低下、工程管理、安全管理の不備等による事故等を誘発する等、市民サービスの向上や時代に即した技術力の習得は、継続可能なインフラ施設の維持管理の観点からも、喫緊の課題となっている。

ついでに、本市の将来に向かって次世代を担う主任級以下の若手技術職員の技術力の向上を目的として技術力向上研修を実施するものである。

2 研修概要

- 1) 技術的な基礎知識の習得と品質確保の向上
 - ・資格取得に向けた技術的支援
 - ・事例研究
 - ・品質確保の向上に向けた施工管理
 - 月1回2時間程度の技術研修会の開催
- 2) 経験値の増大とコミュニケーション能力の向上
 - ・庁内での検査臨場制度（他課の工事検査の同席）
 - 対象職員、年2回程度
 - ・庁内技術発表会
 - 対象職員、年1回程度
- 3) 風通しのよい技術職員の職場環境
 - ・技術研修会等を活用した、土木職、建築職、電気職の意見交換

本要領は、平成29年6月19日から試行するものとする。

◆平準化に取り組む際に行った工夫および効果

④「行田市余裕期間設定工事試行要領」の策定

- ・「令和6年度 入札契約改善に向けたハンズオン支援事業」（勉強会）を契機として、R7年7月に「**行田市余裕期間設定工事試行要領**」を策定
- ・策定にあたって、「さいたま市余裕期間制度施行要領」を参考とした

<建設業者からの意見>

- ・建設業者から発注時期について多くの意見が寄せられた



・忙しいよりも仕事がない方がつらい
 ・出来るだけ早く発注してほしい

<対策>

- ・できる限り**早期・前倒しで発注**を行い、**建設業者の仕事**を確保できる体制を整えることが重要



「**行田市余裕期間設定工事試行要領**」を策定

⑤余裕期間制度の活用

- ・R7年度は7件の工事で**余裕期間制度**を活用している（R7年10月時点）
- ・主に農政課担当工事や排水路工事等、**田んぼの稲刈りが終わらないと着工出来ない工事**が対象
→通常、田んぼに接した工事箇所の発注は第3四半期以降



<効果>

- ・余裕期間を設定することにより**発注の前倒しが可能**に

今後は、年度末2～3月のピークカットを目的に、余裕期間制度を活用したい



担当職員

【参考資料】

行田市余裕期間設定工事試行要領

(目的)

第1条 この要領は、受注者の円滑な施工体制の整備を図るため、建設資機材の調達や労働力確保に資する余裕期間を設定する工事を、行田市が発注する建設工事において試行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによるものとする。

- (1) 余裕期間 労働者などの確保や資機材の調達準備を行う期間で、契約日の翌日から工事開始の期限日（契約締結後は、契約日の翌日から工事開始日）となる日の前日までの期間
- (2) 実工事期間 実際に工事を施工するために必要な期間で、工事開始日から工事完成期日までの期間（準備期間及び後片付け期間を含む。）
- (3) 工事開始期限日 発注者が設定する工事開始の期限となる日
- (4) 全体工期 契約締結日から工事完成期日までの期間
- (5) 契約工期 実工事期間
- (6) 発注者指定方式 発注者が余裕期間内で工期の開始日をあらかじめ指定する方式
- (7) 任意着手方式 発注者が示した余裕期間内で、受注者が工事開始日を選択できる方式
- (8) フレックス方式 発注者が示した余裕期間内で、受注者が工事開始日と工事完成日を選択できる方式

(対象工事)

第3条 余裕期間を設定する工事は、競争入札による工事のうち、発注者が余裕期間を設定することが有益と認める工事とする。ただし、次の各号に該当する場合は、対象工事から除外するものとする。

- (1) 工事用地及び工事の施工上必要な用地が確保されていない工事
- (2) 債務負担行為又は継続費を設定しておらず、かつ標準工事（実工期）の日数に発注者が示した余裕期間を加算した日数が、年度内に取まらない工事

(適用する方式)

第4条 前条により余裕期間制度の対象工事としようとする場合、発注者指定方式、任意着手方式又はフレックス方式のうち、いずれかの方式を適用するものとする。

2 発注者は、前項により定めた方式をあらかじめ入札公告、特記仕様書等で入札参加者に示すものとする。

(余裕期間の設定)

第5条 発注者は、概ね4ヶ月を超えない範囲で余裕期間を設定するものとする。

行田市余裕期間設定工事試行要領（一部抜粋）

◆平準化推進に向けた今後の対応策

①四半期単位での平準化率の最適化

<行田市の考える理想の推移>

- ・第1四半期～第4四半期のすべてで年度平均に対する稼働件数の割合が1.0となることが理想
- 個別工事の事情により、必ずしも計画どおりに発注できるとは限らない



<半期ごとの平準化率を意識>

- ・上半期（第1四半期・第2四半期）と下半期（第3四半期・第4四半期）それぞれの稼働件数の割合に着目
- ・上半期、下半期それぞれの稼働件数の割合が1.0となるように調整

上半期の稼働件数の割合を1.0に出来ていれば、下半期の工事数が抑えられるため、ピークカットにつながると考えられる



担当職員

照会先：行田市 総務部 契約検査課
TEL：048-556-1111

埼玉県和光市

特徴

✓設計・積算の前倒しによる早期発注

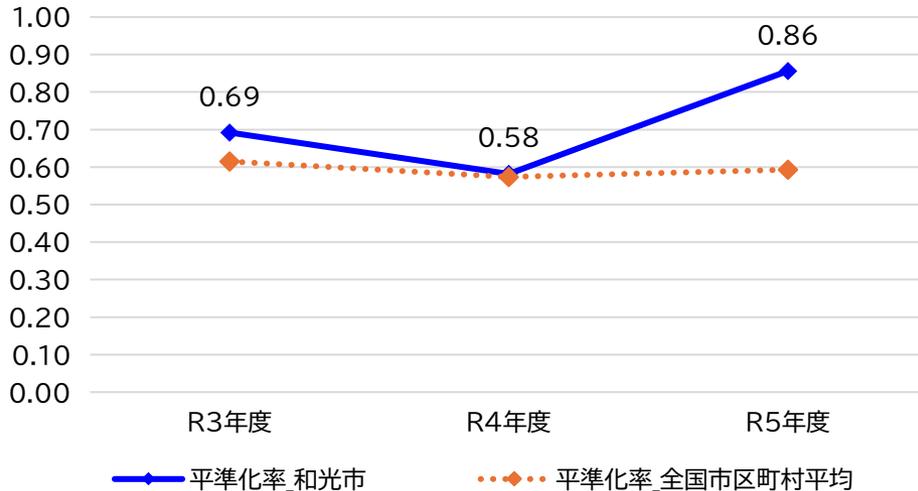
◆基礎情報

人口 : 83,989人 (R2) 土木部門職員数 : 55人 (R6)
 面積 : 11km² (R6) 工事契約件数 : 81件 (R5)
 普通建設事業費 : 30億円 (R4) 工事契約金額 : 15億円 (R5)

	債務負担行為	柔軟な工期設定	速やかな繰越手続	積算の前倒し	早期執行のための目標設定
R6年度	未実施	未実施	実施	実施	実施
R5年度	未実施	未実施	実施	実施	実施
R4年度	未実施	未実施	実施	実施	実施

◆過去3年間の平準化率（閑散期）

- ・R4-R5で大きく向上
- ・R5で高い水準



◆平準化に取り組む経緯・きっかけ

H22年 市議会において、議員から施工時期の平準化や早期発注について質問

<財政課から回答>

改めて各課に平準化や早期発注を依頼する



- ・関係部局へ平準化や早期発注に関する通知を发出
- ・毎年度、財政課が作成する「工事検査総括報告」の中で**施工時期の平準化**や**早期発注の実施**を呼びかけ

H30年6月
および
R元年12月 市議会において、議員からゼロ債務負担行為の活用や発注の分散化に関して質問

ゼロ債務負担行為の導入には
財政規律の観点から慎重



その後

公共工事を取り巻く環境の変化
(**資材調達の長期化等**)

R7年

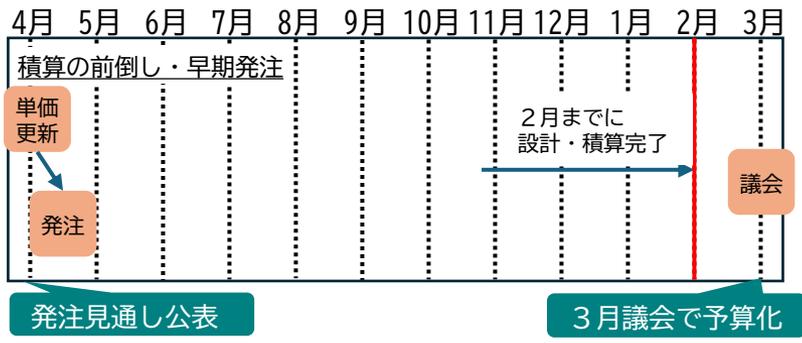
必要性のある工事について**ゼロ債務負担行為を導入**
 >活用事例：和光市民文化センター電源装置更新工事
 電源装置の調達に長期間を要することが見込まれたため、ゼロ債務負担行為を設定

◆平準化に取り組む際に行った工夫および効果

①積算の前倒し・早期発注の取組

<スケジュール>

- ・ 2月までに設計・積算を完了
- ・ 3月議会で予算化
- ・ 単価公表（3月）を受けて単価を更新
- ・ 4月に発注見通しを公表し、発注



<効果>

- ・ 例年、**第1四半期の執行率が40%超**（R7年度では50%超）

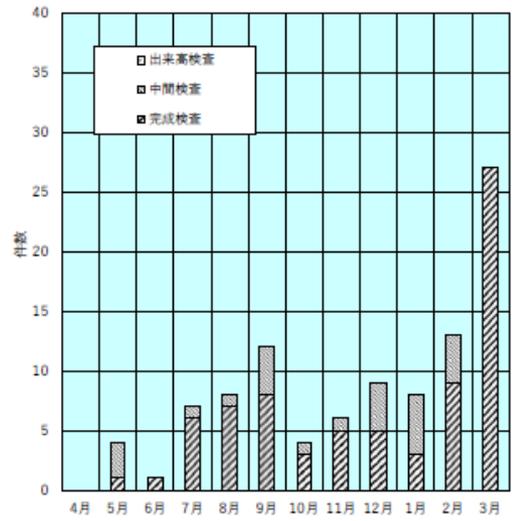
【参考資料】

<出典>和光市より提供

令和6年度工事検査集計表 表1

	検査件数		
	完成検査	中間検査	出来高検査
4月	0	0	0
5月	1	3	0
6月	1	0	0
7月	6	1	0
8月	7	1	0
9月	8	4	0
10月	3	1	0
11月	5	1	0
12月	5	4	0
1月	3	5	0
2月	9	4	0
3月	27	0	0
計	75	24	0
合計	99		

令和6年度月別検査実施グラフ 図1



月別の検査実施件数（令和6年度工事検査総括報告）

<出典>和光市より提供

(4) 年度末の検査集中についての注意事項

第4四半期、特に3月（検査全体の約1/4、完成検査全体の約1/3）に検査が集中しています。予定工事は計画的に早期発注をして頂いておりますが、更なる工事の施工時期等の平準化を図るために、早期発注に努めてください。

早期発注の呼びかけ（令和6年度工事検査総括報告）

東京都江戸川区

特徴 ✓照査担当者の選任 ✓積算前倒しで不調対策

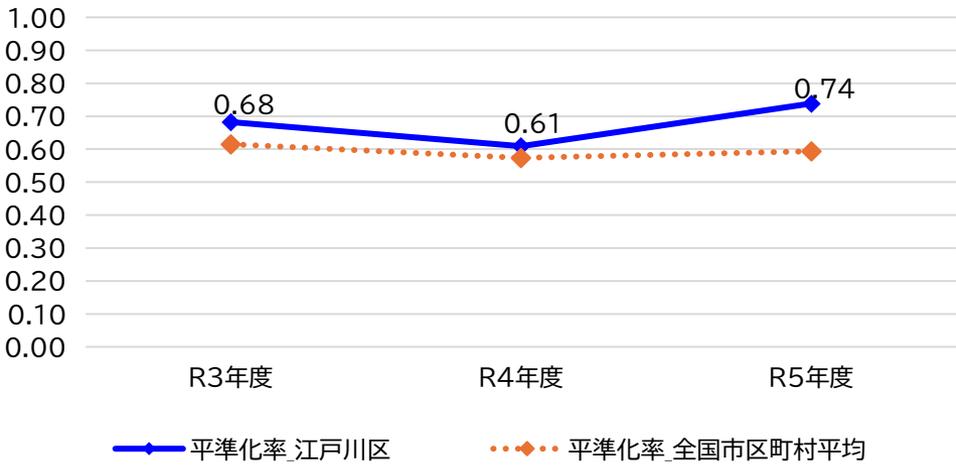
◆基礎情報

人口 : 697,932人 (R2) 土木部門職員数 : 452人 (R6)
 面積 : 50km² (R6) 工事契約件数 : 183件 (R5)
 普通建設事業費 : 348億円 (R4) 工事契約金額 : 222億円 (R5)

	債務負担 行為	柔軟な 工期設定	速やかな 繰越手続	積算の 前倒し	早期執行 のための 目標設定
R6年度	未実施	未実施	実施	実施	未実施
R5年度	未実施	未実施	実施	実施	未実施
R4年度	未実施	未実施	実施	実施	未実施

◆過去3年間の平準化率（閑散期）

- ・ R4-R5で向上
- ・ R5で高い水準



◆平準化取組を始めた経緯・きっかけ

H25年
H28年
↓
R元年6月

江戸川建設業協会とのまちづくり意見交換会において、年間を通して発注時期を満遍なくならし、特に工事量の少ない年度初めに工事ができるようにしてほしいと要望あり

物価高騰・技術者不足による契約不調が多くなり
不調・不落対策が喫緊の課題

入契法・品確法の改正により、平準化取組の導入検討を開始

◆平準化に取り組む際に行った工夫および効果

①関係部署との会議・協議の実施

●公園整備課

- <きっかけ>
 - ・ 関連部署からの執行委任により整備する公園があるため
- <会議内容>
 - ・ 具体的な整備箇所、用地取得、時期等の状況
- <取組内容>
 - ・ 年度当初・予算編成前に協議を実施
 - ・ 限られた人員で発注予定件数の設計業務を実施するため、2～3年先を目処に、**各年度の発注件数が同程度になるよう調整**
 - ・ 人員が不足している場合、**設計業務の一部を工事係で実施**

②建設業者等との意見交換会

- ・ 年に1回、毎年12月に実施
- ・ **区発注工事を円滑に進めるため**、区と建設業協会での意見交換

参加メンバー



◆平準化に取り組む際に行った工夫および効果

③照査担当者の選任

<きっかけ>

- ・設計担当者が**異動**すると後任者が**内容を把握できない**懸念

<実施内容>

- ・対象工種の設計経験がある職員から照査担当者（副担当）を選任、現場調査から起工前の最終確認まで主担当を補助

<主担当が異動の場合>

- ・照査担当者（副担当）が業務を引継ぎ、新年度に起工
- ・**現場調査段階から設計担当者と同行、懸念事項も共有**できている

<効果>

- ・**属人性の高い業務体制の解消**
- ・閑散期である年度初めの円滑な業務執行に寄与

④繰越制度の活用

●街路橋梁課

<繰越の対象工事>

- ・街路整備工事

<繰越の提案時期>

- ・**予算要望時点（例年9月頃）**

<関係部局・議会からの理解>

- ・当初は繰越が増えることに理解を得られないことがあった
→**増加している不調・不落の解決策であることを説明**
→追加質問の場合、**技術者不足や物価高騰が不調の要因であることを繰り返し説明し理解を得た**

⑤設計・積算の前倒し

●公園整備課

<きっかけ>

- ・設計・積算の一部案件を前年度に完了しなければ
- ・限られた人員では予定数の工事が起工できない

<実施時期>

- ・今年度の工事発注完了（9～10月）後、次年度の案件に着手

<効果>

- ・限られた人員での予定案件の遂行
- ・**職員の事務負担が平準化**

●保全課

<きっかけ>

- ・令和元年6月の**入契法・品確法改正**を受け検討開始
- ・**不調・不落対策**として早期発注が必要

不調率40%超の年も

<実施時期>

- ・発注前年度の**1～3月に設計・積算完了**
- ・発注年度の4月上旬に積算単価を更新し速やかに発注

<効果>

- ・閑散期（4～6月期）の工事件数が増加し**平準化率が上昇**
- ・繁閑の差が解消し、**職員の事務負担が平準化**
- ・不調もほとんどなくなった

【参考】ピークカット対策

●保全課

<対策>

- ・小規模補修工事で**工事箇所が近い複数路線まとめて発注**
- ・緊急性のある工事等は、12月までに完了するよう**早期発注**

<効果>

- ・**地域平準化率（繁忙期のピークカット）の低下**
- ・発注件数が減り**事務負担も軽減**

◆その他の取組

●保全課

<課題>

- ・発注時期の集中により**設計担当職員の長時間労働**が発生

<対策>

- ・起工時期を明示した**1か年度の設計工程表を作成**し、特定の担当者に業務の偏りが生じないよう配慮した計画を立案
- ・必要に応じて適宜、進捗管理を実施

<効果>

- ・各担当者が**見通しを持って事務に取り組める**体制に

照会先：江戸川区 総務部 契約課
TEL：03-5662-1005

神奈川県鎌倉市

特徴 ✓発注部局と密にコミュニケーション

◆基礎情報

人口 : 172,710人 (R2) 土木部門職員数 : 149人 (R6)
 面積 : 40km² (R6) 工事契約件数 : 29件 (R5)
 普通建設事業費 : 53億円 (R4) 工事契約金額 : 8億円 (R5)

	債務負担 行為	柔軟な 工期設定	速やかな 繰越手続	積算の 前倒し	早期執行 のための 目標設定
R6年度	実施	未実施	実施	実施	未実施
R5年度	実施	未実施	未実施	実施	未実施
R4年度	実施	未実施	未実施	実施	未実施

◆平準化に取り組む経緯・きっかけ

背景 毎年4月と10月に発注見通しを公表するため、契約
 検査課から各工事発注部局へ発注案件を募っている。
 →上記に併せて発注時期を分散し、
平準化に取り組むように通知を发出

公共工事の品質確保の促進に関する法律について
 公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条に発注者の責務として計画的な発注が明記されています。発注時期及び工期末が一時期に集中しないように年間を通じた分散化を図った上で、発注見通しを作成してください。

実際の通知文

<出典>鎌倉市より提供

<効果>

・全庁的に平準化の意識が向上

◆平準化に取り組む際に行った工夫および効果

①早期発注による担当職員の残業時間削減

●道路課

・R6年度から**早期発注を実施**
 →年度末に実施していた積算業務を他の時期に実施

<効果>

・業務総量は変わらないものの、**年度末の作業集中が緩和**
 →1人当たりの**年間残業時間が約60時間減少**

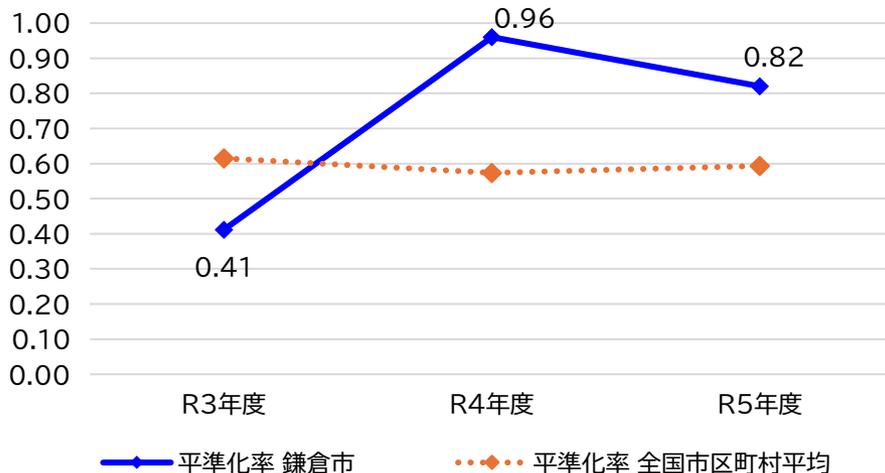
7月から9月の積算業務の集中が職員の残業につながっている状況にあるため、本事例を参考に平準化の取り組みを強化し、残業時間の低減を目指したい



担当職員

◆過去3年間の平準化率（閑散期）

- ・R3-R4で大きく向上
- ・R4-R5で高い水準を維持



◆平準化に取り組む際に行った工夫および効果

②建設業者との意見交換会の実施

- ・毎年10月～11月頃に実施
- ・**建設業者の要望・課題を把握**することが可能



・閑散期（4月～7月）に安定して業務を受注したい
 ・年度末を含む繁忙期に多くの工事が発生するため、技術管理者が不足する

◆地域特有の課題

埋蔵文化財の発見による工期の調整

- ・施工時に市内から埋蔵文化財が発見されることがある
→工事を行う際には事前調査を実施
- ・埋蔵文化財が発見された場合には工期スケジュールの調整が必要になるケース有



繰越を活用して対応

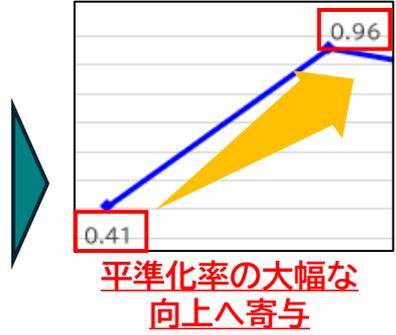
③債務負担行為について財政課と早期に調整

- ・品確法の改正を受けて、H27年から実施
- ・毎年9月～10月頃に**工事担当課と財政課間で債務負担行為として設定する案件を選定**
→国庫補助事業以外から選定を実施

④ゼロ債務負担行為の積極的な活用

- ・ゼロ債務負担行為の活用件数が平均して年間5件程度で推移

ゼロ債務負担行為の活用割合
R3年度：11%（4件/37件）
 ↓
R4年度：27%（7件/26件）



【参考資料】

<出典>鎌倉市より提供

令和 年度 月補正 下水道事業会計

1 債務負担行為の追加(ゼロ債)

(1) 公共下水道(雨水)維持修繕事業費(逆川排水区)

ア 場所

イ 金額 年度割 令和 年度 円
令和 年度 円

ウ 概要 重力式擁壁(H= m)延長 L= m
下水道用地内の管理施設である土留擁壁の破損個所の修繕を行うもの。

エ 理由 本件は、番先において、公共下水道(雨水)逆川排水区維持修繕工事(擁壁修繕工)を行うもので、一般競争入札において令和 年 月 日に開札した、応札者がいないことから入札中止となった。当該 つい は、下水道用地内の管理施設である土留擁壁の破損個所の修繕のため早期の完了を図る必要があり、工期に か月を要するため、年度内の完了が困難であり、また、当該工事は、地方公営企業法上、収益的収支予算であるため、契約しなければ、年度に繰越すことができないことから、債務負担行為として設定し、工事の早期完了を目指すもの。

(2) 公共下水道(汚水)築造事業費(工区)

ア 場所 先

イ 金額 年度割 令和6年度 円
令和7年度 円

ウ 概要 汚水管渠 L= m、マンホール形式ポンプ 箇所

エ 理由 本件は、番地先の公共性の高い私道において、令和 年度(年度)からの建設改良費繰越で、公共下水道(汚水)築造工事(汚水管渠 L= m、マンホール形式ポンプ 箇所)を行うもので、一般競争入札において令和 年(年) 月 日に開札したが、応札者がいないことから入札中止となった。当該工事については、地元自治会からの要望により令和 年度(年度)から実施し、工事に複数年の期間を要していることから早期の完了を図る必要があり、工期に か月を要するため、年度内の完了が困難であり、また、当該工事は、地方公営企業法上、令和 年度からの繰越予算であるため、契約しなければ翌年度に繰越すことができないことから、債務負担行為として設定し、工事の早期完了を目指すもの。

補正内容説明書類(実際の財政課との相談時に使用)

【参考資料】

<出典>鎌倉市より提供

1 起案理由
平成 年 月議会鎌倉市一般会計補正予算(第 号)において、債務負担行為の補正の議決を得た、「 」について、支出負担行為を行うものです。
平成 年 月 日に改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律において、発注者の責務として、計画的な発注と適切な工期設定に努めることが新たに定められ、発注者は発注・施工時期等の平準化に努めることとされました。
これを踏まえ、平成 年度予算に計上する工事の一部を前倒しして発注し、切目のない事業展開を図るための制度(ゼロ市債)を活用し、新年度開始早々に着手できるよう、平成 年 月議会において債務負担行為の追加を行ったものです。

2 予算措置

(1) 限度額
円
(内訳)
平成 年度 円
平成 年度 円

(2) 予算科目
(款) 土木費 (項) 道路橋りょう費 (目) 道路維持費
(大事業) 道路整備
(中事業) 道路・橋りょうの整備・維持管理
(小事業) 道路維持補修事業
(節) 工事請負費

(3) 執行予定額
総額 円(本体価格 円)

3 契約期間
契約締結日から75日間とします。

4 工事箇所

実際の起案書類(ゼロ債無負担行為の活用)

富山県黒部市

- 特徴**
- ✓早期発注の目標設定
 - ✓地域特性（降雪・農業）を考慮した施工時期の設定

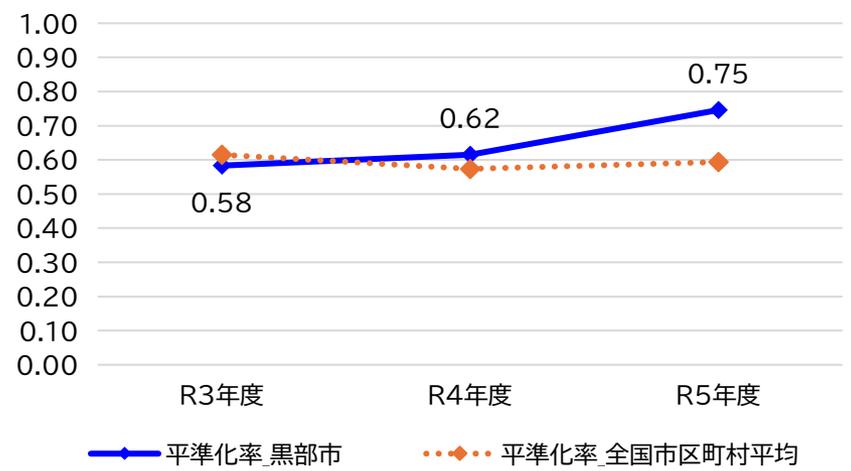
◆基礎情報

人口 : 39,638人 (R2) 土木部門職員数 : 34人 (R5)
 面積 : 426km² (R6) 工事契約件数 : 256件 (R5)
 普通建設事業費 : 45億円 (R4) 工事契約金額 : 22億円 (R5)

	債務負担 行為	柔軟な 工期設定	速やかな 繰越手続	積算の 前倒し	早期執行 のための 目標設定
R6年度	実施	実施	実施	実施	実施
R5年度	実施	実施	実施	実施	実施
R4年度	実施	実施	実施	実施	実施

◆過去3年間の平準化率（閑散期）

- ・R4-R5で大きく向上
- ・R5で高い水準



◆平準化に取り組む経緯・きっかけ

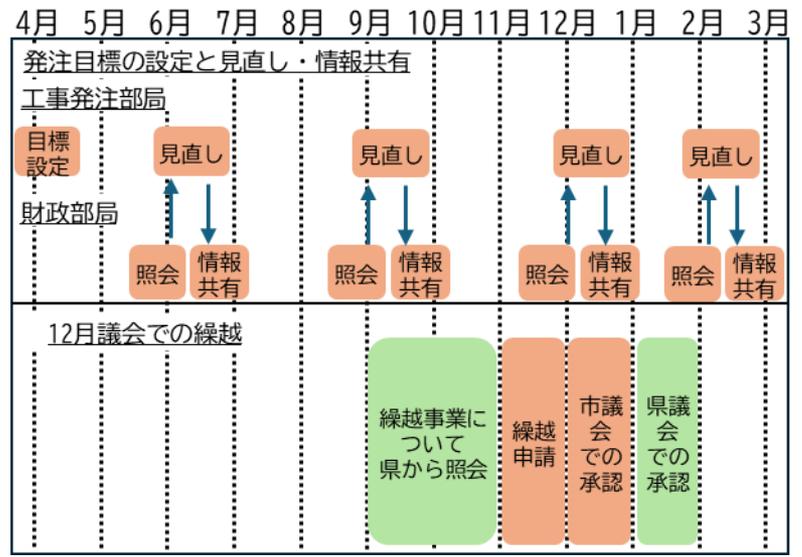
背景 降雪期の施工回避のための早期発注、年度末の事務集中回避、業界要望への対応

H26年 担い手3法改正

H27年 「年度当初の目標設定・情報共有」を実施
 ・法改正を受け、庁内の委員会において、早期発注による平準化に努めることを申し合わせ
 ・年度当初の**発注目標設定**、四半期ごとの**目標達成状況確認・発注計画見直し**、委員会での**部局間の情報共有**を開始

R2年 「**12月議会での繰越手続**」を実施
 ・富山県の取組に精通した副市長から、県の有するノウハウ等に基づく助言
 ・富山県からの交付金・補助金による道路事業を主な対象として繰越手続を実施

◆スケジュール



◆平準化に取り組む際に行った工夫および効果

①早期発注のための発注目標の設定・情報共有

<発注目標の設定>

- ・年度当初に工事発注部局ごと**発注目標を設定**
第2四半期までに発注率8割確保を目標とする部局もある
- ・業務量が特定の職員に偏らないよう考慮した上で、
職員個人の業績目標設定にも活用

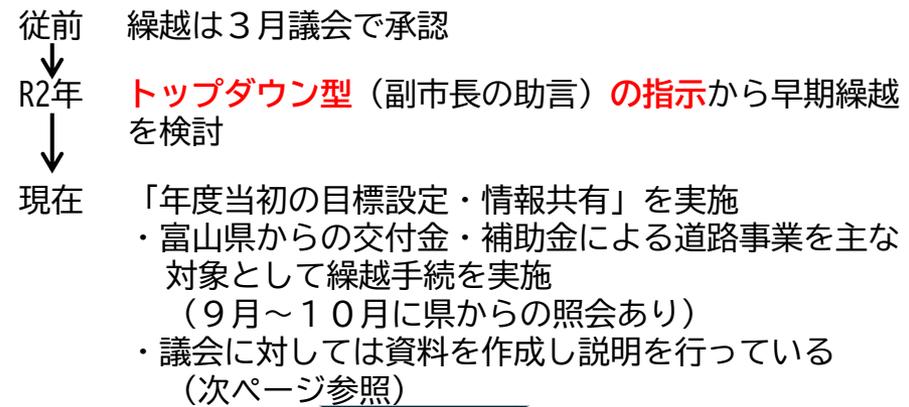
<発注状況の確認・共有>

- ・目標の達成状況を工事発注部局から財政部局へ報告、財政部局がとりまとめ、発注見通しを公表
- ・庁内の委員会で**四半期ごとの発注状況を共有**

<効果>

- ・**閑散期（4～6月）の発注件数が増加**
- ・平準化に対する意識向上
- ・R6年度は**職員1人当たりの時間外労働時間が減少**

②富山県を参考に「12月議会での繰越手続き」を実施



<効果>

- ・年度末に集中していた**事務処理が分散**
- ・**閑散期の発注**による平準化

③地域特性を考慮した施工時期の設定

- ・舗装工事等の降雪の影響を受ける工種は12月までに完了
- ・農繁期の影響を受ける工事は**早期発注、農繁期の資材準備等**を行い、**農閑期から着工**

	第1四半期		第2四半期		第3四半期		第4四半期		全体	
	件数	発注金額	件数	発注金額	件数	発注金額	件数	発注金額	件数	発注金額
道路河川課	発注予定									
	予定率	45.85%	38.58%	86.88%	89.27%	100.00%	100.00%			
	発注済									
都市計画課	発注予定									
	予定率	72.00%	83.46%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%			
	発注済									
全体	発注予定									
	予定率	48.00%	69.90%	76.00%	84.27%	100.00%	96.65%			
	発注済									

	第1四半期		第2四半期		第3四半期		第4四半期		全体	
	件数	発注金額	件数	発注金額	件数	発注金額	件数	発注金額	件数	発注金額
上下水道工務課	発注予定									
	予定率	22.92%	23.86%	89.58%	91.04%	100.00%	100.00%			
	発注済									
その他	発注予定									
	予定率	9.09%	2.27%	54.55%	65.25%	81.82%	69.89%	100.00%	100.00%	
	発注済									
全体	発注予定									
	予定率	39.24%	60.80%	86.08%	94.53%	98.84%	98.04%	100.00%	100.00%	
	発注済									

資料1 令和6年度公共工事発注状況（一部抜粋）
 <出典>黒部市より提供



愛知県豊田市

特徴 ✓平準化率目標や予算措置を反映したガイドライン策定

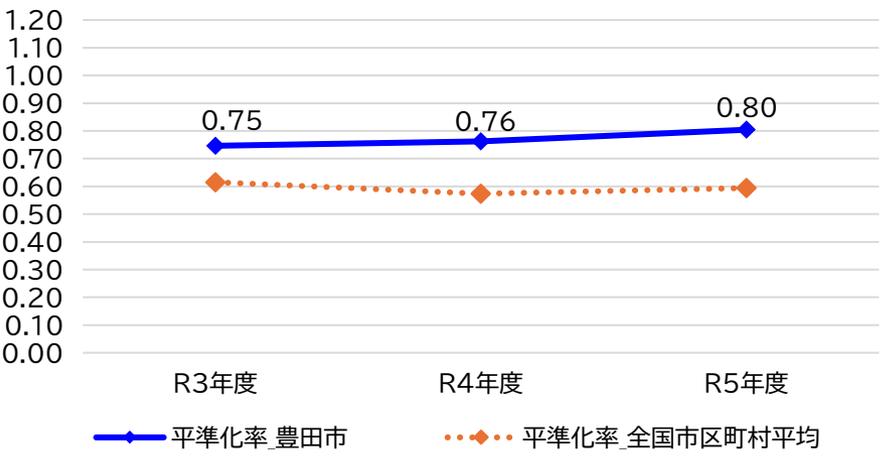
◆基礎情報

人口 : 422,330人 (R2) 土木部門職員数 : 296人 (R4)
 面積 : 918. km² (R6) 工事契約件数 : 176件 (R5)
 普通建設事業費 : 314億円 (R4) 工事契約金額 : 167億円 (R5)

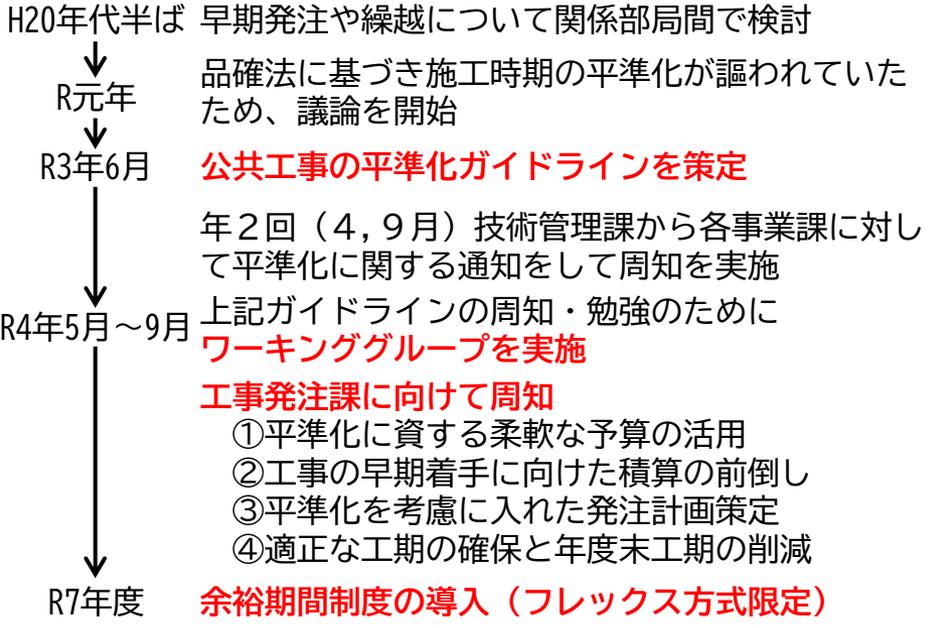
	債務負担 行為	柔軟な 工期設定	速やかな 繰越手続	積算の 前倒し	早期執行 のための 目標設定
R6年度	実施	未実施	実施	実施	実施
R5年度	実施	未実施	実施	実施	実施
R4年度	実施	未実施	実施	実施	実施

◆過去3年間の平準化率（閑散期）

- ・ R3→R5で継続的に向上
- ・ R3→R5で継続的に高い水準を維持



◆平準化に取り組む経緯・きっかけ



◆平準化に取り組む際に行った工夫および効果

①平準化ガイドラインの策定

- ・ 「工事の実施の平準化」や「適正な工期等の設定」が適切に実施されることを目的として作成
- ・ R2年度から作成に着手し、R3年6月に策定

ガイドラインの掲載項目

- ① 策定に至る背景
- ② 豊田市における策定当時の平準化の状況
- ③ 平準化率と目標値
- ④ 平準化の促進に向けた取組
- ⑤ 施工時期の平準化
- ⑥ 工期の考え方
- ⑦ 適正な工期の設定
- ⑧ 平準化等を踏まえた予算の措置

◆平準化に取り組む際に行った工夫および効果

②ワーキンググループの開催

- ・①で策定されたガイドラインの周知・勉強のために実施
- ・実施期間はR4年5月～9月
- ・議論の内容等を**取りまとめて周知用資料として利用**

参加メンバー

①工事部局 ・建設部 ・都市整備部 ・産業部 ・上下水道局	②技術管理課（事務局） ③財政課 ④契約課
--	--



平準化に取り組みやすい事業の洗い出し、補助金の対応（繰越、債務負担行為の活用）等について議論を実施

③工事平準化シートの作成

- ・**国交省のツールを改修**し、豊田市独自のツールとして作成
- ・**平準化率（閑散期のボトムアップ・繁忙期のピークカット）**に関する値を算出・確認可能

算出項目

平準化率 （閑散期のボトムアップ）	平準化率 （繁忙期のピークカット）
・平準化率 ・4～6月の平均稼働件数 ・年度の平均稼働件数 ・年度の稼働件数 ・前年度の平準化率	・平準化率 ・1～3月の平均稼働件数 ・年度の平均稼働件数 ・年度の稼働件数

部局ごとに算出結果を開示

<効果>

- ・**各部局・事業課の取組について見える化が可能に**

④予算見積書の記載例の周知

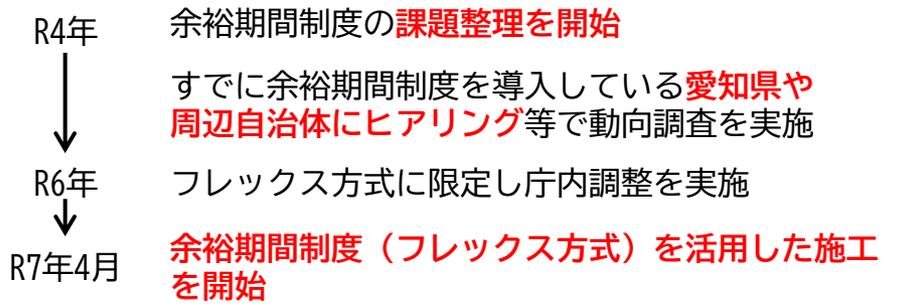
- ・補正予算の予算請求時に作成する見積書記載例を作成・周知
- ・財政部局と調整し、記載に苦慮する**債務負担・繰越明許の理由**等の記入例を記載

<効果>

- ・**債務負担・繰越明許を活用しやすい環境づくり**の一助に

⑤余裕期間制度の導入

- ・受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、**フレックス方式に限定した余裕期間制度を導入**



【参考】ピークカット対策

①年末を工期とする工事の抑制

- ・2、3月を工期とした工事は抑制するように各発注部局へ依頼
- ・3月を工期末とする工事に関しては**検査監との合議を必須**とすることで、発注のハードルを上げる

【参考資料】

豊田市余裕期間制度（フレックス方式）試行要領

（目的）

第1条 この要領は、豊田市が発注する建設工事において、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、全体工期の範囲内で受注者が工事の始期及び終期を設定することができる余裕期間制度（以下「フレックス方式」という。）の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）余裕期間：工事を開始するにあたり労働力及び建設資機材を計画的に確保するための期間で、契約締結日の翌日から工事の始期の前日までをいう。
- （2）標準実工期：発注者が定める、工事期間（工事に係る準備期間及び後片付け期間を含む。）をいう。
- （3）実工事期間：実際に工事を施工するための期間で、「実工事期間通知書」で通知した、工事の始期から終期まで（工事に係る準備期間と後片付け期間を含む。）をいう。
- （4）全体工期：契約締結日の翌日から、発注者があらかじめ定めて特記仕様書に明示した工事完了期限までをいう。

（対象工事）

第3条 フレックス方式の対象となる工事は、余裕期間を設定しても、工事目的物の供用開始に影響を及ぼさない工事で、かつ、発注者が必要と認める工事とする。ただし、緊急性のある工事その他フレックス方式によることが適当でないと認める工事については、この限りでない。

（余裕期間）

第4条 余裕期間は、標準実工期の30%を超えず、かつ、4ヶ月を超えない範囲で設定することができる。

- 2 余裕期間における現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。
- 3 受注者は、余裕期間の間は、工事（工場製作、測量、資材の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含む。）に着手してはならない。ただし、現場に搬入しない資機材の準備、労働者の手配、照査及び関係者との協議（以下「準備等」という。）は、この限りでない。
- 4 余裕期間の間に行う前項の「準備等」は、受注者の責任において行うものとする。
- 5 受注者は、余裕期間の間は、現場代理人、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐

照会先：豊田市 総務部 技術管理課
TEL：0565-34-6612

豊田市余裕期間制度（フレックス方式）試行要領（一部抜粋）

岡山県倉敷市

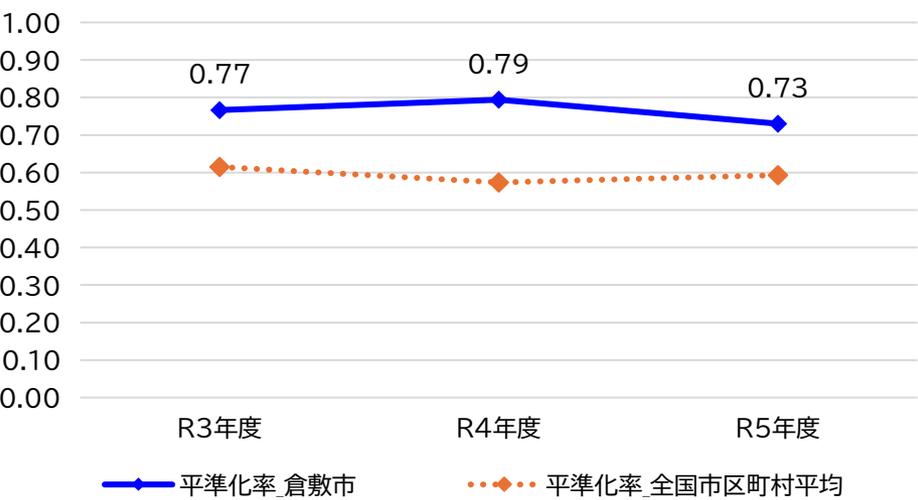
特徴 ✓職員の負担を軽減するシートを活用した
余裕期間制度の実施

◆基礎情報

人口 : 474,592人 (R2) 土木部門職員数 : 322人 (R6)
 面積 : 356km² (R6) 工事契約件数 : 551件 (R5)
 普通建設事業費 : 211億円 (R4) 工事契約金額 : 137億円 (R5)

	債務負担 行為	柔軟な 工期設定	速やかな 繰越手続	積算の 前倒し	早期執行 のための 目標設定
R6年度	実施	実施	実施	実施	実施
R5年度	実施	未実施	実施	実施	実施
R4年度	実施	未実施	実施	実施	未実施

◆過去3年間の平準化率（閑散期） ・R3→R5で継続的に高い水準を維持



◆平準化に取り組む経緯・きっかけ

以前より
 ・「さ」「す」「せ」について以前より実施
 →各事業課との間では認識共有済み
 【きっかけ】職員の負担軽減
 繁忙期（1～3月）を避けて夏期に発注し、
 年間を通して仕事量を平準化させたいという思い

R3年度
 「入札契約改善推進事業」
 ・岡山県から国に申し込み、市町村の入札制度の改善に向けた**県主催の勉強会が実施され情報共有**
 ・以降、県による市町村の制度改正の進捗状況の確認が定期的に実施

勉強会後
 年1回
 ・未達成の項目について、**県が市町村に対し取組の進捗状況を聴取**
 ・国の目標に沿った目標を設定し、改善を図るための**フォローアップ**を実施

R5年度～
 ・「早期執行のための目標設定」を実施
 →**年間を通じた計画的な発注**を実施しているため、
 副次的に実施

計画的な発注は地域平準化率（繁忙期のピークカット）の向上にも重要

担当職員

R6年度～
 ・**余裕期間制度**を導入

◆平準化に取り組む際に行った工夫および効果

①目標達成状況の見える化（会議における共有）

- <概要>
 - 目標値：国が示す「**新・全国統一指標**」における**地域平準化率**（県域単位）
 - 会議出席者：工事発注担当課の所属長
 - 頻度：年に4、5回
 - 説明資料：入契カルテ / 見える化に関する通知 / 中国ブロック発注者協議会および岡山県発注者協議会が作成した団体ごとの平準化率の一覧

<きっかけ>
 ・平準化取組の見える化として国が団体ごとの状況を公表

<効果>
 ・工事発注・施工担当課にも「見える化」などが共有され、**平準化の取組の継続、推進**に一助

②債務負担行為の設定

- <概要>
 - 対象：大型工事で工期が1年以上に及ぶ工事
※工期が短い工事は繰越で対応

<財政部局や議会への説明>
 ・工事目的・内容・規模・概算工事費・工期などを詳細に説明

- <スケジュール>
- ・10月上旬 予算案を提出
 - ・10月下旬 財政部局にてヒアリング→次年度予算を確定
 - ・12月 議会にて承認

<効果>
 ・債務負担行為を活用した発注は、**年間を通して安定的に施工を進める**ことが可能
 ⇨ 単年度予算での発注：工事が小分けになり年度末に工事が集中

③余裕期間制度の導入

- <直面した課題>
 工事の内容によっては、発注月が制限される工事*が例年一定数あり、全ての工事に対して発注時期を均すことが困難
 *水路・農地の改修工事：7、8月 …… 準備
 9、10月（閑散期） …… 発注
 河川工事：水位が高い時期を避け、秋以降に発注
 →工費を抑えるため

<経緯>
 ・国から団体ごとの状況が公表 → 施工担当課にも状況を周知

<建設業者からの実際の声>



材料発注期間や、特に下請け業者の選定に余裕ができた。人手不足で下請け業者がなかなか決まらないが、余裕期間があることで余裕をもって話を進めることができる。

<余裕期間制度に適した工事の例>

- ・**長い材料作成期間が必要**な管更生工事
- ・**多くの下請け業者が必要**な工事（業者選定に時間を要するため）

<課題>
 ・事業課の制度への理解が得られていない
 →業務負担が増えるのではないかという懸念を持たれている

<対策>
 ・技術管理室から施工担当課に対し、余裕期間制度が活用できそうな工事を伝え活用を促進
 ・工事開始期限日を自動で計算できる**チェックシート**（次頁）や**余裕期間制度専用の特記仕様書等を技術管理室で事前準備**

<成果>
 ・施工担当課が実際に制度を活用すると、**ハードルが下がり再度活用につながった**

負担は全く増えず、簡単にできた



担当職員

【参考資料】

<出典> 倉敷市より提供

余裕期間設定工事 適正工期チェックシート(起工時)

※朱枠で水色に着色している箇所のみ記入 新元号名入力欄→ **令和**

工事名	○○○○○○○
工事担当課	○○部○○○課
工事担当者	○○○○
補単区分(補助・単独)	補助
予算区分(現年のみ)	現年

【審査伺又は施行伺_起案日及び工事開始期限日】

審査伺又は施行伺_起案日^{※A} 令和 5年 5月 19日 (金曜日)

工事開始期限日 令和 5年 8月 11日 (金曜日) ←特記仕様書に記載

※工事開始期限日は下記の①～⑤を入力後に **令和5年7月26日** から **令和5年8月13日** の間で設定すること。

注※A: 工事検査課長が行う設計審査が不要な場合、施行伺起案日とする。

契約予定日	令和5年6月26日(月)	← 第一四半期に収まっていること!
工期末日(起案時)	令和6年1月17日(水)	← 設計書に記載しないこと!

※工事開始期限日・工期末日が、土日祝日や年末年始休暇日と重ならないように工事開始期限日を調整すること

【工期算定の日数】

審査伺又は施工伺_起案日

①

入札公告等期間

契約予定日

②

余裕期間

工事開始期限日

③+④+⑤

準備期間+施工日数+後片付期間+働き方改革(30日)

工事着手日

②+③+④+⑤

工期末日

① 起案日～契約日 ^{※1}	38日
余裕期間 ^{※2}	46日
② 準備期間 ^{※3}	15日
③ 施工日数 ^{※4}	100日
④ 後片付期間 ^{※5}	15日
⑤ 働き方改革 ^{※6}	30日
合計日数	244日

工期 160日

設計書等及び特記仕様書に記載する工期

工期の30%以下のためOK

(注) ※1: 契約日について、議会案件の工事では本契約日(議会承認日以降)とする。
 ①の日数については、起案時点での推定値とする。
 ※2: ②+③+④+⑤の30%以内、かつ、30日以上90日以内で設定する。(配置技術者の配置は不要)
 ※3:

公共土木事業(土木、農林、森林、下水)の工事	1,000万円未満は15日を計上
	1,000万円以上5,000万円未満は15日～20日を計上
	5,000万円以上は15日～30日を計上

 上記日数に加え、他工事(関連工事や移設工事等)との調整待ち日数や材料の製作期間がある場合は、その日数を加算すること。
 ※4: **積上げ、簡易式等で算定した施工日数の根拠を必ず添付すること。**
 ※5: 公共土木事業(土木、農林、森林、下水)の工事は10日～15日を計上
 ※6: 公共土木事業(土木、農林、森林、下水)の工事は働き方改革として30日追加する。

★【適正工期設定の確認】

すべてOK

◎工期末日が3月15日を過ぎて発注する場合の理由

【適正工期チェックシートのポイント】

- ・ 技術管理室で**独自に作成**
- ・ 発注日、起案日、実工期を入力するだけで工事開始期限日などが自動計算される機能
- ・ 不適切な日数が入力されていた場合、**自動でエラー検出**

照会先①：倉敷市 総務部 契約課
 TEL：086-426-3171

照会先②：倉敷市 総務部 技術管理室
 TEL：086-426-3453

広島県庄原市

- 特徴**
- ✓発注部局間で柔軟な発注調整
 - ✓工期・件数の包括発注

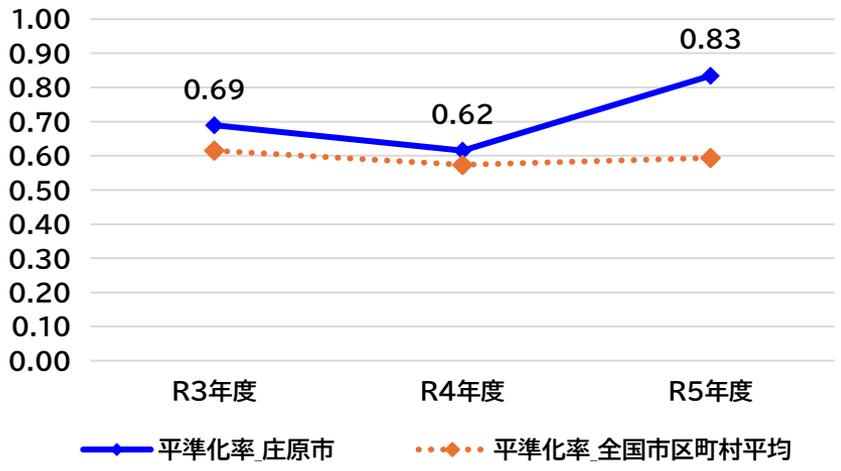
◆基礎情報

人口 : 33,633人 (R2) 土木部門職員数 : 48人 (R6)
 面積 : 1,246km² (R6) 工事契約件数 : 205件 (R5)
 普通建設事業費 : 51億円 (R4) 工事契約金額 : 34億円 (R5)

	債務負担 行為	柔軟な 工期設定	速やかな 繰越手続	積算の 前倒し	早期執行 のための 目標設定
R6年度	未実施	未実施	実施	実施	未実施
R5年度	未実施	未実施	実施	実施	未実施
R4年度	未実施	未実施	実施	実施	未実施

◆過去3年間の平準化率（閑散期）

- ・R4→R5で大きく向上
- ・R5で高い水準



◆平準化に取り組む経緯・きっかけ

H30年7月 豪雨災害が発生し、それにより災害復旧工事が増加
 →職員数の減少に加え、上記工事の対応により年内発注が難しくなった
 対応として

- ・優先順位が高い案件や**地元との調整が済んだ案件から施工**を実施
- ・協議が進まない案件等を繰り越す等の工夫を実施

現在

職員の平準化への意識が向上

◆平準化に取り組む際に行った工夫および効果

①工事の発注時期・業務量の調整

<施工に係る制限>

- ・地元との調整が必要な工事の一部に協議に時間を要するものがある
- ・市内の建設業者の数に限りがあり、発注量に制限がある

<発注業務の割り振り>

- ・発注事業課同士で調整の上、**四半期ごとに発注業務の割り振り**を実施
- ・地元との調整が少ない事業は、第1四半期のうちに契約を行い、年間通じて施工ができる体制を構築
- ・調整が多い事業は第3四半期以降になるように調整

<発注時期・業務量の調整>

- ・各**建設業者の手持ち業務を把握**し、**発注する業務量を調整**
- ・**12月議会で繰越の議決**を行い、**1月～3月に契約を締結**することで、閑散期である**4月～8月中旬の施工**を可能に
 →**建設業者から一定の評価**を得ている

◆平準化に取り組む際に行った工夫および効果

②建設業者との意見交換会

●管財課

- ・毎年度末に管財課（工事発注部署）と建設業者とで**意見交換会を実施**
- ・毎年度初頭に建設業者から提言された**平準化に関する意見を財政部局や議会へ共有**

<効果>

- ・議会や財政部局の**平準化への理解**に寄与

③道路維持工事の年間契約

- ・R4年頃までは道路維持工事を個別で発注していた
- ・R5年頃より年間の発注見込みを推定の上、1つの事業として**年間契約で発注する形式**に変更

個別契約

- ① 職員による測量・図面作成の実施
- ② 1つ1つの契約に対する事務作業の発生
- ③ 不測の事態発生後に対応工事を発注するため着工までにタイムラグが発生



年間契約

- ① 職員と業者が現場で作業方針を決定。現場状況に応じたスピーディな作業が可能
- ② 道路維持工事全体で1件の契約となるため**事務作業が軽減**
- ③ 年間を通しての契約となるため、**緊急時も即時に対応可能**

<効果>

- ・**職員の負担軽減、緊急時の即時対応**も可能に
→年間を通じた契約により**平準化にも寄与**

④施工時期に制限のある工事の工夫

<出水期の制限>

- ・6～10月頃は出水期となるため河川関連の工事が制限される
→該当時期は**材料の手配、地域・漁協との調整**を実施

<冬期の制限>

- ・寒冷地域のため、冬期の施工は養生が大掛かりとなる
→舗装等工事内容に制限があるものは**12月までに施工を完了**するように意識

⑤「庄原市における公契約の基本を定める条例」「庄原市公契約に関する基本方針」の制定

- ・H30年度に上記の条例・方針を制定
- ・平準化に関連する適切な契約期間や計画的な発注等について言及

第6条 市は、予算の適正かつ効率的な執行に留意するとともに、地域経済の健全な発展、地域コミュニティの維持及び発展並びに地域における防災の体制維持及び向上を図るためには、市内に事務所又は事業所を有する事業者（以下「市内事業者」という。）の持続的発展が不可欠であることを鑑み、市内事業者の受注の機会を確保するよう努めるものとする。

2 受注者等は、下請負人を選定し、又は資材等を調達するときは、地域経済の健全な発展に配慮し、市内事業者を活用するよう努めなければならない。（情報の公表）

第7条 市は、市民への説明責任を果たすとともに、不正行為の未然防止を図り、適正な公契約が行われていることを明らかにするために、公契約に関する情報の公表に努めるものとする。（契約方法）

第8条 市は、公正な競争環境の下で、契約の性質又は目的を踏まえた適正な契約方法を活用するために必要な措置を講ずるものとする。（発注の平準化等）

第9条 市は、事業者等による計画的な雇用の確保に配慮し、公契約の性質又は目的に応じて、特定の時期に集中しないよう計画的に発注を行うとともに、適切な契約期間を設定するよう努めなければならない。（適正な労働条件の確保）

庄原市における公契約の基本を定める条例（一部抜粋）

<出典> <https://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/2021/09/koukeiyakujiourei.pdf>

【参考資料】

庄原市公契約に関する基本方針

平成 30 年 9 月 総務部管財課

I 目的

社会情勢、経済情勢が変化中、公契約においては、透明性、公平性、競争性の確保などが求められ、さらに近年は、地域を支える事業者・担い手の育成、労働環境の改善、良質なサービスの長期的な提供など、社会的要請が多様化している。

本市では、公契約を取り巻く環境が刻々と変化する状況に対応するため、条件付一般競争入札や最低制限価格制度、小規模修繕業者登録制度の導入、総合評価方式の実施など様々な制度改革を行い、契約の適正な履行に努めてきたところである。

この基本方針は、労働環境改善等社会情勢の変化を踏まえ、本市における公契約制度のさらなる充実により、より一層の透明性、公平性及び適切な競争性を確保することで、適正な公契約の推進を図ることを目的とする。

II 基本方針

本市の公契約のあり方について、次のとおり基本方針を定める。

- 1 透明性、公平性を高め、適切な競争環境を確保した入札・契約の促進
- 2 品質と適正な履行の確保
- 3 雇用環境の安定と地域経済の活性化

III 市が取り組むべき内容

上記基本方針に従い、これまでの取り組みに加え、次の取り組みを新たに進める。

今後、社会情勢、経済情勢の変化、国や県の施策、市内の状況を把握し、柔軟かつ迅速に見直ししていくこととする。

1 透明性、公平性を高め、適切な競争環境を確保した入札・契約の促進

(1) 入札までの見積期間の確保

工事発注集中時の複数工事の見積や、多数の見積単価によって積算される建築工事等の場合は、見積に必要とする期間が平常時に比べ長くなる。必要な期間が確保されないまま入札が行われれば、適正価格での見積が困難となり、見積落しや見積に基づかない価格での入札、入札不調が発生する恐れが高い。

このようなことが起こらないよう、建設業法では、受注予定者が工事の見積をするために必要な一定の期間を設けることを発注者に義務付けている。

本市においても、同法施行令に定める期間を遵守するとともに、工事以外の発注においても適正な見積が行われるよう、適切な見積期間を確保する。

(2) ダンピング受注の防止

予定価格を大きく下回るダンピング受注は、工事品質の低下を招き、労働者や下請業者へ

のしわ寄せ、安全管理の不徹底の原因となる。国は、「公共工事の円滑な施工確保について」の通知の中で、低入札価格調査基準及び最低制限価格の算定方式を適切に見直すことを求めている。

本市においても、工事等の品質と適正な履行の確保のため、適正な価格による契約が行われるよう、最低制限価格の算定方式の適宜見直しを行う。また、総合評価落札方式における低入札対策として、最低制限価格制度に代わる「低入札価格調査制度」の導入に向けた取り組みを進める。

(3) 業務委託における適切な総合評価落札方式の検討

国や広島県では、建設コンサルタント等業務における総合評価落札方式を導入し、導入後も、実施状況等を踏まえた評価方法や評価項目の改定が行われている。

本市でも、建設コンサルタント等業務の入札に総合評価落札方式を導入しているが、国や県の改定などを参考に、市内業者育成等の観点も踏まえた適切な評価方法を検討する。

(4) 入札契約手続きの効率化

入札契約の実施に当たっては、透明性、公正性の確保等を図るとともに、受注者が早期に事業着手できるよう、事務の効率化と受注者の負担軽減を図る必要がある。

そのため、契約や工事関係での提出書類の簡素化、契約事務の迅速化など、透明性、公正性を確保した上で、可能な限り手続きに要する事務の改善・効率化を図る。

2 品質と適正な履行の確保

(1) 計画的な発注の推進

発注時期の平準化は、受注者の人材・資機材の効率的な活用や担い手の処遇改善等にもつながる。時期による発注の多寡や、工事等の完成期限が年度末に過度に集中することを避けるため、国の「施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について」の通知内容も踏まえ、早期発注、計画的発注に努める。

(2) 適正な工期の設定

政府の「働き方改革実行計画」を踏まえ、国は「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」を策定し、適正な工期設定を通じた適切な労務管理により、建設業での長時間労働の是正、週休2日の確保、生産性向上に取り組むことを求めている。

本市においても、建設工事に従事する者の休日（週休2日等）の確保、資機材等調達準備期間、施工終了後の後片付け期間、降雨・降雪期等の作業不能日数などを考慮した適切な工期設定を行う。

(3) 現場に則した設計変更

平成26年の「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の改正により、国では、受発注者間で設計変更についての認識・解釈に違いが出ないよう「設計変更ガイドライン」を定め、受注者と発注者が対等な立場に立ち、現場の実態に即した施工条件の明示、適切な設計・積算、適切な請負金額への変更を行っている。

庄原市公契約に関する基本方針（一部抜粋）

<出典> <https://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/2018/10/kokeiyaku-hoshin.pdf>

高知県仁淀川町

特徴 ✓ 工事部局と財政部局両方の所属長主導での連携した平準化の取組

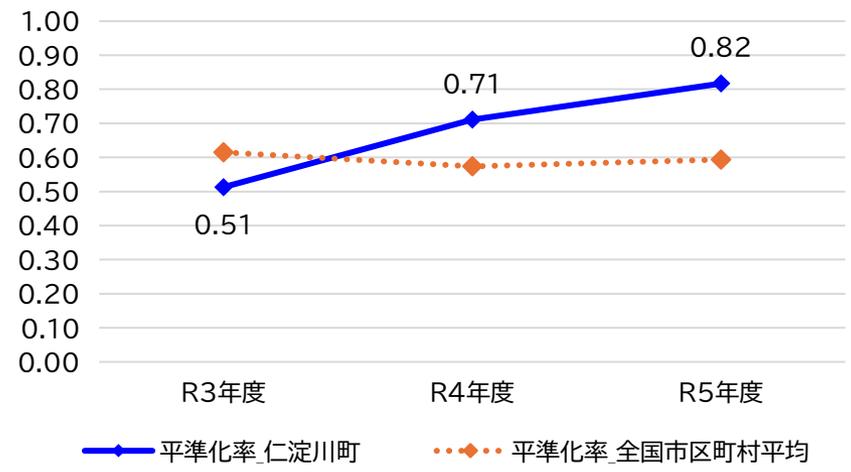
◆基礎情報

人口 : 4,827人 (R2国勢調査) 木部門職員数 : 11人 (R6)
面積 : 333km² (R6面積調) 工事契約件数 : 97件 (R5)
普通建設事業費 : 10億円 (R4) 工事契約金額 : 10億円 (R5)

	債務負担 行為	柔軟な 工期設定	速やかな 繰越手続	積算の 前倒し	早期執行 のための 目標設定
R6年度	実施	未実施	実施	実施	未実施
R5年度	実施	未実施	実施	実施	未実施
R4年度	実施	未実施	実施	実施	未実施

◆過去3年間の平準化率（閑散期）

- ・ R3→R5で継続的に向上
- ・ R4-R5で高い水準を維持



◆平準化取組を始めた経緯・きっかけ

- R2年
- ・ 国交省の「見える化資料」をもとに、**県内市町村の平準化率**について、高知県から情報提供及び働きかけ
 - ・ 仁淀川町の**平準化率の低さに課題意識**
 - ・ 幹部も一体となり、工事部局と財政部局**両方の所属長主導のもと、平準化に取り組むよう指示**・職員への意識づけ
 - ・ 平準化取組に着手（**特に繰越制度を活用**）

◆平準化に取り組む際に行った工夫および効果

①繰越制度の活用

<繰越制度について>

- ・ 財政部局とも連携することにより、議会でもスムーズな繰越承認が得られている

<導入の経緯>

- ・ 工事部局と財政部局**両方の所属長から平準化取組の指示** → **連携して平準化に取り組んでいる**

<繰越制度導入の効果>

- ・ 平準化率の向上
- ・ 発注や監督・検査にかかる職員の事務負担も分散

<繰越制度の活用における工夫>

- ・ 繰越申請にかかる作業は、第3四半期から着手するなど**早期に対応**することで事務負担を軽減
- ・ 直近では十数件の工事の繰越を実施

大分県由布市

特徴
 ✓議会への繰越の趣旨の丁寧な説明
 ✓平準化を事由とした繰越議決

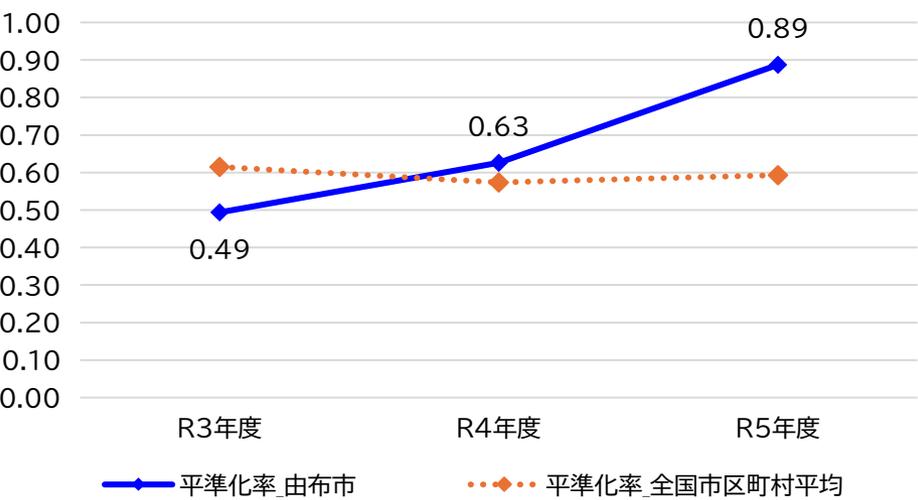
◆基礎情報

人口 : 32,772人 (R2) 土木部門職員数 : 23人 (R6)
 面積 : 319km² (R6) 工事契約件数 : 333件 (R5)
 普通建設事業費 : 31億円 (R4) 工事契約金額 : 23億円 (R5)

	債務負担 行為	柔軟な 工期設定	速やかな 繰越手続	積算の 前倒し	早期執行 のための 目標設定
R6年度	未実施	未実施	実施	未実施	未実施
R5年度	未実施	未実施	実施	未実施	未実施
R4年度	実施	未実施	実施	実施	未実施

◆過去3年間の平準化率（閑散期）

- ・R3→R5で継続的に向上
- ・R5で高い水準



◆平準化に取り組む経緯・きっかけ

- ・令和2年7月の豪雨災害以降、大規模災害が増加
→それに伴い災害関連工事が増加

- ・**職員の負担増加**と**業者の確保**が難化
→**職員の事務負担軽減**、**業者の手持ち工事の分散化**のため
平準化の取り組みを開始

・由布市の被害状況

被害物	被害件数
建物（住家・非住家）	305棟
道路	46件
河川	135件

「令和2年7月豪雨」に関する災害情報について（最終報）
 <出典> <https://www.pref.oita.jp/site/bosaiportal/ooame0706.html>

◆平準化に取り組む際に発生した課題と解決に至るまで

<課題>

- ・**単年度会計の原則**から繰越への理解が得られにくい
- ・議会の一般質問でも**継続的に質問**あり
- ・最初期は、繰越の議案を提出するたびに質問・対応が発生
- ・繰越の必要性について理解を得るまでに苦労

<解決に向けて>

- ・議会に対し、**繰越の趣旨や必要性**を丁寧に説明
→建設業者の確保が困難であった実態も踏まえ、**由布市および受注者の双方にメリット**があることを繰り返し説明
- ・業者の手持ち工事の分散化のため、建設業者が窓口に来た際に聞き取りを実施
- ・最低でも年に一回（10、11月頃）**市内の建設業者と意見交換会**を実施



建設業者

・年度末に業務が集中するため
発注の時期を検討してほしい

→業者からの要望等を関係者に共有し、**発注を分散化**

◆現在の平準化取組状況

<議会・財政課との協議状況>

- ・令和4年以降は徐々に理解が得られている
- ・**組織の規模からも密度の高い協議**が出来ており、理解が進んでいる

定期的な災害が発生していることを踏まえると、平準化の取組を実施していなければ勤務時間は右肩上がりに増加していたと想定されるが、現在は改善傾向にある



<議会における繰越議案>

- ・災害復興事業に関わらず、**通常の工事でも平準化を事由として繰越が通る**ように
→災害関連工事：基本的に年度末での繰越
通常工事：9月議会で議案提出（質問等は発生せず）

<繰越調書の提出>

- ・本年度の事業では、財政課が議会へ補正案を提出する際、併せて繰越調書の提出を各事業課に照会
→6月時点で繰越調書が提出される案件も少数存在

<繰越制度の活用状況>

- ・昨年度の道路改良工事に関しては、全体の1/3（15路線中5、6路線）程度が9月議会で繰越

◆平準化推進に向けた今後の対応策（検討中）

<課題>

- ・事業の所管部局がそれぞれ工事を発注するため、業者が重複する課題が発生

<対策1>

国交省のツールを活用した部局間の情報共有

<対策2>

各建設業者の手持ち工事数を把握し、発注時期をずらすことを検討中

照会先：由布市 財政課 契約検査室
TEL：097-582-1176

沖縄県宜野座村

特徴

- ✓ 繰越活用にあたっての財政部局との事前協議
- ✓ 担当者会議での情報共有

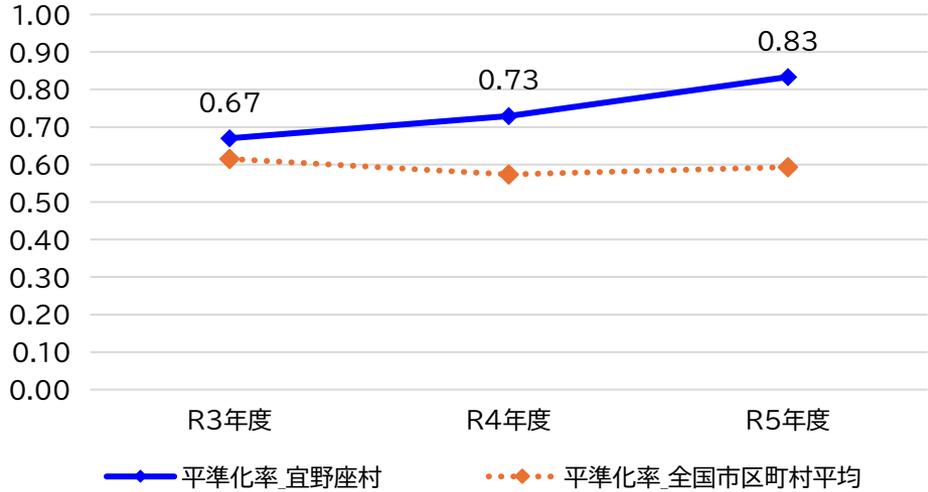
◆基礎情報

人口 : 5,833人 (R2) 土木部門職員数 : 7人 (R6)
 面積 : 31km² (R6) 工事契約件数 : 44件 (R5)
 普通建設事業費 : 16億円 (R4) 工事契約金額 : 17億円 (R5)

	債務負担行為	柔軟な工期設定	速やかな繰越手続	積算の前倒し	早期執行のための目標設定
R6年度	実施	未実施	実施	実施	実施
R5年度	実施	未実施	実施	実施	実施
R4年度	実施	未実施	実施	実施	実施

◆過去3年間の平準化率（閑散期）

- ・ R3→R5で継続的に向上
- ・ R4-R5で高い水準を維持



◆平準化に取り組む経緯・きっかけ

- ・ 例年9月頃の**前倒し調査***で沖縄県からの働きかけ
 →働きかけをもとに平準化の取組について意思決定
 *前倒し調査：県から市町村に向けて実施する、予算の前倒し執行のための調査

◆平準化に取り組む際に行った工夫および効果

①繰越活用にあたっての事前準備

<財政部局との事前協議>

- ・ 次年度予算の要求時や事業開始前の見積もり段階で、**総務課・会計管理室との協議**を実施
 →繰越等について検討
 →協議の際には、概算積算資料や詳細設計が完了した段階の図面を活用

<担当者会議での情報共有>

- ・ **事業担当者会議**を7月ごろに開催
 →予定事業の実施時期等を共有

<交付金の交付予定日の共有>

- ・ 道路メンテナンス事業費補助等について、各事業局と交付予定日等を共有し、交付決定後速やかに着手（交付決定時期が平準化率に影響することから、速やかに着手できるよう事前準備）

②債務負担行為の活用

<債務負担行為の活用による発注の前倒し>

- ・ 例年12月に認可が下りる道路メンテナンス事業費補助を利用した工事（補正予算事業）で、**債務負担行為を活用し前倒しで発注**

<債務負担行為を活用した工事件数>

- ・ 例年 : 1～2件
- ・ R5年度 : 4件程度（内訳：災害復旧工事、新設工事）

◆平準化率が向上している要因

補正予算事業や災害復旧工事での積極的な繰越・債務負担行為の活用が理由と考えられる 

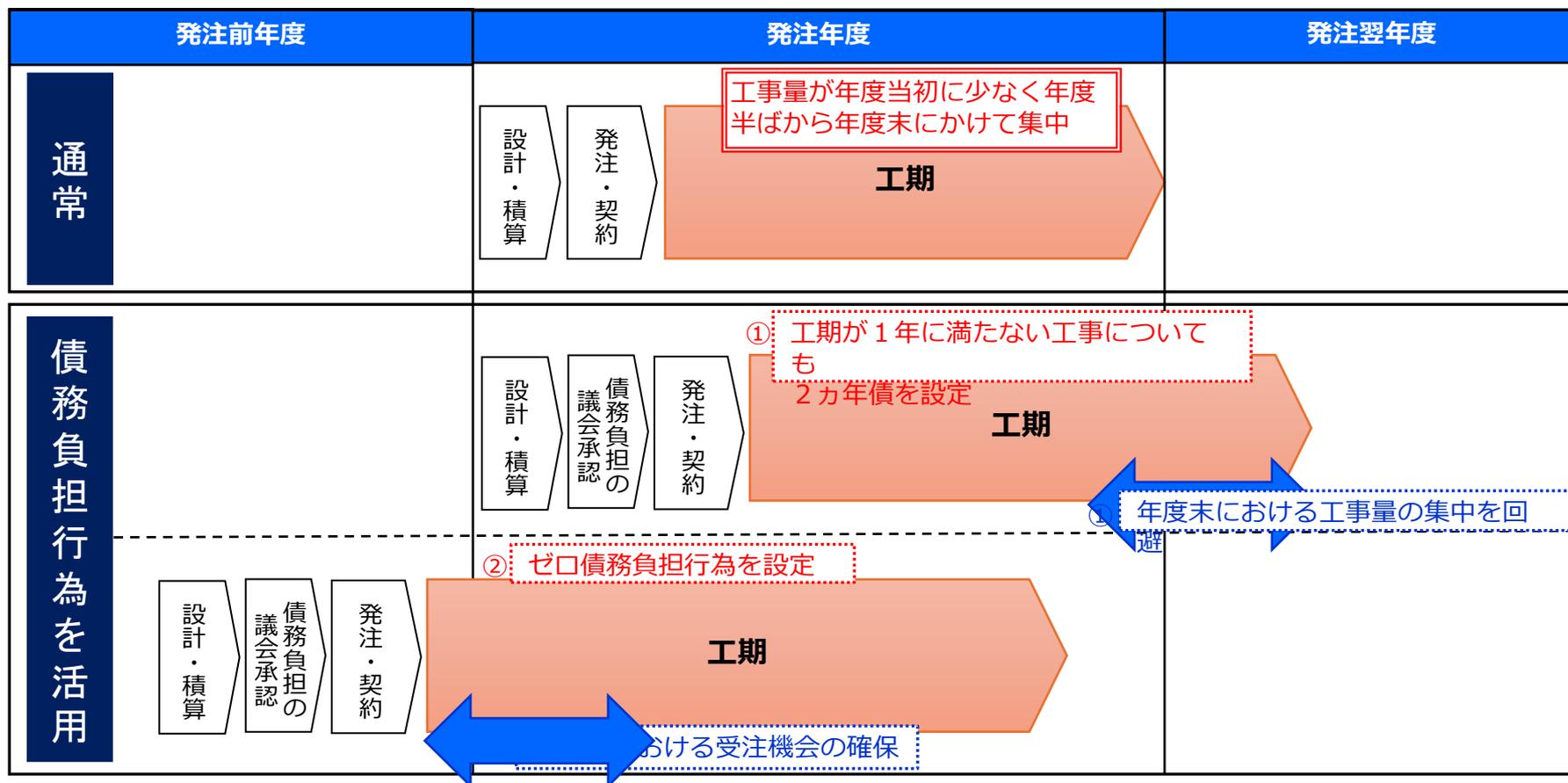
照会先：宜野座村 建設課
 TEL：098-968-8564

4.「さしすせそ」別の取組

(さ) 債務負担行為の活用

- ①年度末における工事量の集中を回避する観点から、工期が1年以上の公共工事のみならず工期が1年に満たない工事についても2カ年債を設定すること
- ②端境期における受注機会の確保を図る観点から、契約初年度に支出を要さない債務負担行為（いわゆる「ゼロ債務負担行為」）を設定すること

により、工事量の偏りが分散し、平準化に寄与することとなります。



(さ) 債務負担行為の活用

【該当例】

- ・降雪地域において、降雪期に向かない工事は融雪後の早期着手を目指して、債務負担行為(いわゆるゼロ県債)を活用して前年度中に発注[秋田県:p.14-15]
- ・通常／平準化対応を区分けして財政部局に説明 [新潟県:p.16-18]
- ・工期に合わせた債務負担行為の設定(概ね10月～5月、概ね4月～11月、概ね3月～11月の各工期に応じて) [新潟県:p.16-18]
- ・土木、下水工事は、取組みの定着化に伴い、補正予算でなく、当初予算で債務負担行為を設定 [千葉市:p.19-20]
- ・全所属に対して、「債務負担行為」「余裕期間制度」導入に関する通知を发出 [大阪市:p.21-22]
- ・当初予算でゼロ債務負担行為を活用し、繰越を実施 [行田市:p.23-27]
- ・資材調達の長期化等の公共工事を取り巻く環境の変化から、必要性のある工事についてゼロ債務負担行為を導入 [和光市:p.28-29]
- ・毎年9月～10月頃に工事担当課と財政課間で債務負担行為として設定する案件を選定 [鎌倉市:p.33-35]
- ・年間を通して安定的に施工を進めるよう、大型工事で工期が1年以上に及ぶ工事について債務負担行為を設定 [倉敷市:p.42-44]
- ・道路メンテナンス事業補助を利用した工事(補正予算事業)で、債務負担行為を活用し前倒しで発注 [宜野座村:p.51]

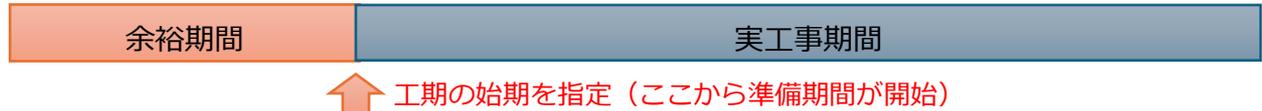
(し) 柔軟な工期の設定(余裕期間制度の活用)

余裕期間制度の活用により、例えば、受注者が工事開始日や工期末を選択しやすくなるなど、受注者は人材や資機材の調整を行いやすくなるため、工事の円滑な施工が見込まれます。

国土交通省における余裕期間制度

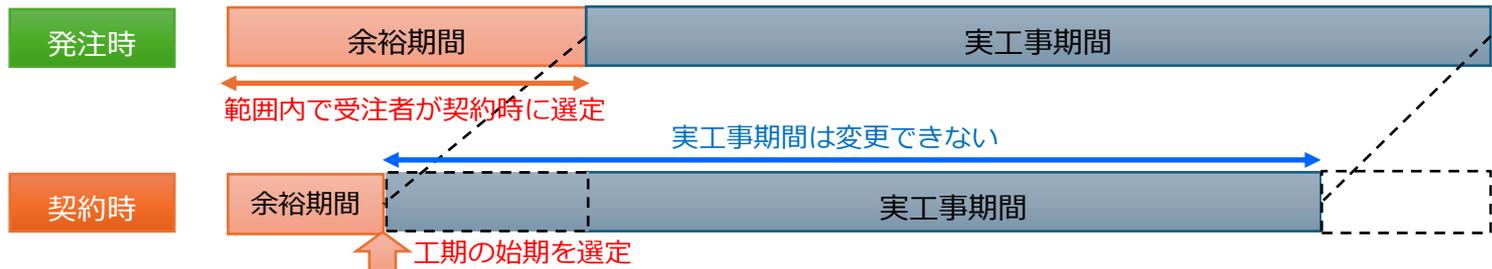
発注者指定方式

余裕期間を設けて工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



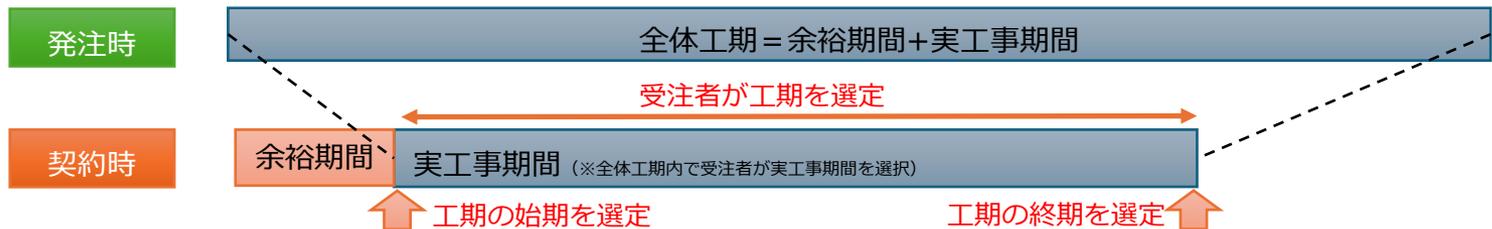
任意着手方式

受注者が工事の開始日を余裕期間内で選択できる方式



フレックス方式

受注者が工事の始期と終期を全体工期内で選択できる方式



1. 余裕期間の長さ: 6ヶ月を超えない範囲
2. 技術者の配置:
 - (1) 技術者の配置必要なし、現場着手してはいけない期間(資機材の準備は可、現場搬入不可)
 - (2) 実工事期間: 技術者の配置必要、準備・後片付け期間を含む。

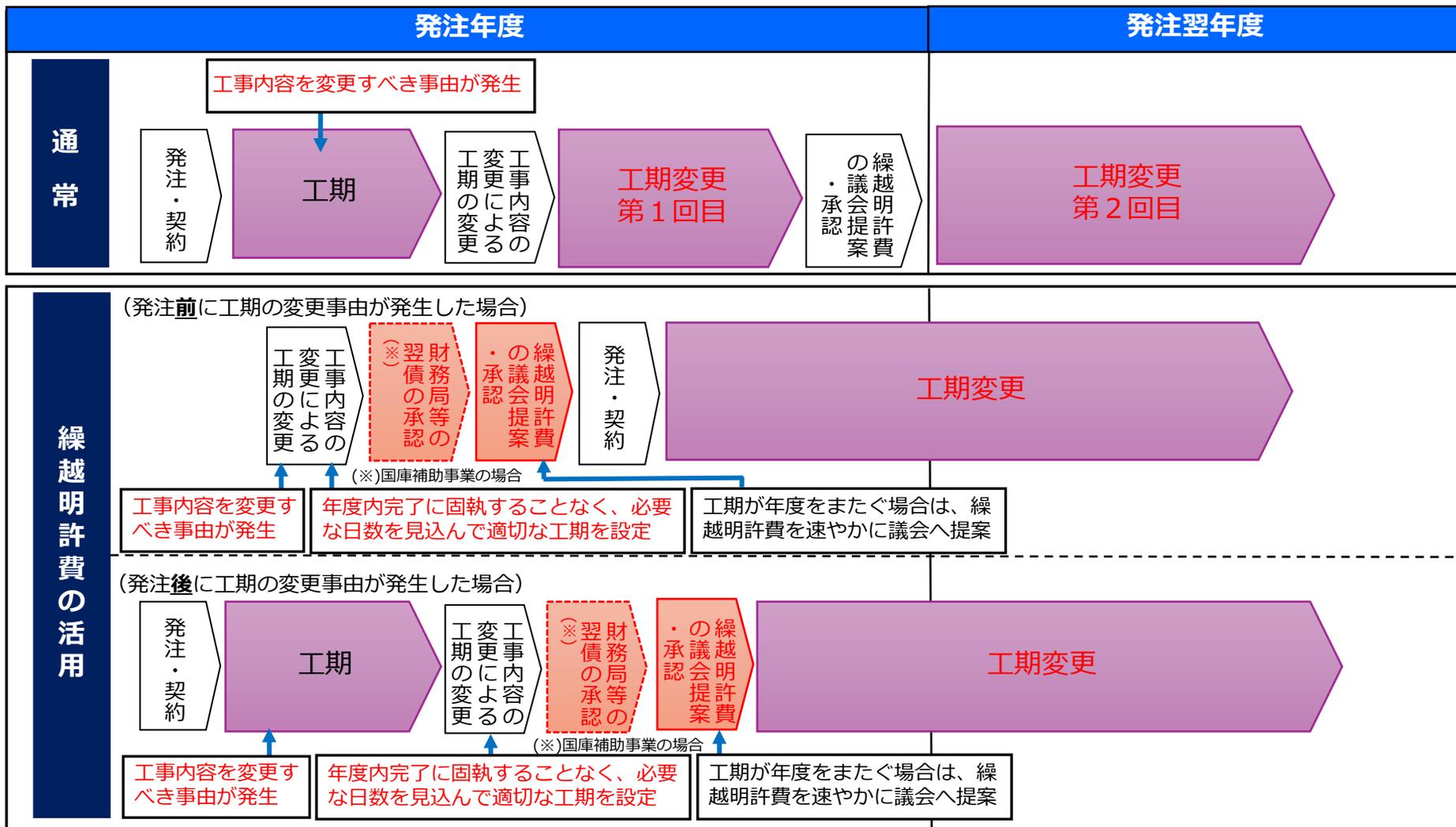
(し) 柔軟な工期の設定(余裕期間制度の活用)

【該当例】

- ・柔軟な工期の設定を通じて、受注者の建設資材や建設労働者の確保、不調・不落の発生抑制対策のため、原則として全ての建設部発注工事で余裕期間制度を適用 [秋田県:p.14-15]
- ・発注時期の平準化に関する業界からの要望を受け、「施工時期選択可能工事制度試行要領」を制定 [新潟県:p.16-18]
- ・全所属に対して、「債務負担行為」「余裕期間制度」導入に関する通知を发出 [大阪市:p.21-22] (「さ」の再掲)
- ・受注者からの要望を受け、早期・前倒しで発注を行い、受注者の仕事を確保できるような体制を整えるため、「行田市余裕期間設定工事試行要領」を策定 [行田市:p.23-27]
- ・工期が用水期の影響を受ける工事において、余裕期間制度を活用し、第2四半期に発注を行い、第3四半期から第4四半期前半にかけての工事完了を目指す取り組みを開始 [行田市:p.23-27]
- ・受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、フレックス方式に限定した余裕期間制度を導入 [豊田市:p.39-41]
- ・長い材料作成期間が必要な管更生工事や多くの下請け業者が必要な工事等に余裕期間制度を導入 [倉敷市:p.42-44]
- ・工事開始期限日を自動で計算できるチェックシートや余裕期間制度専用の特記仕様書等を事前準備して施工担当課の負担を軽減 [倉敷市:p.42-44]

(す) 速やかな繰越手続

悪天候や用地の関係など、年度内に支出が終わらないやむを得ない事由が発生した場合には、年度末を待つことなく、速やかに繰越手続を開始することにより、受注者は、年度内の完成を早期に見直すことができ、余裕をもって人材・資機材のやりくりを行えるようになります。



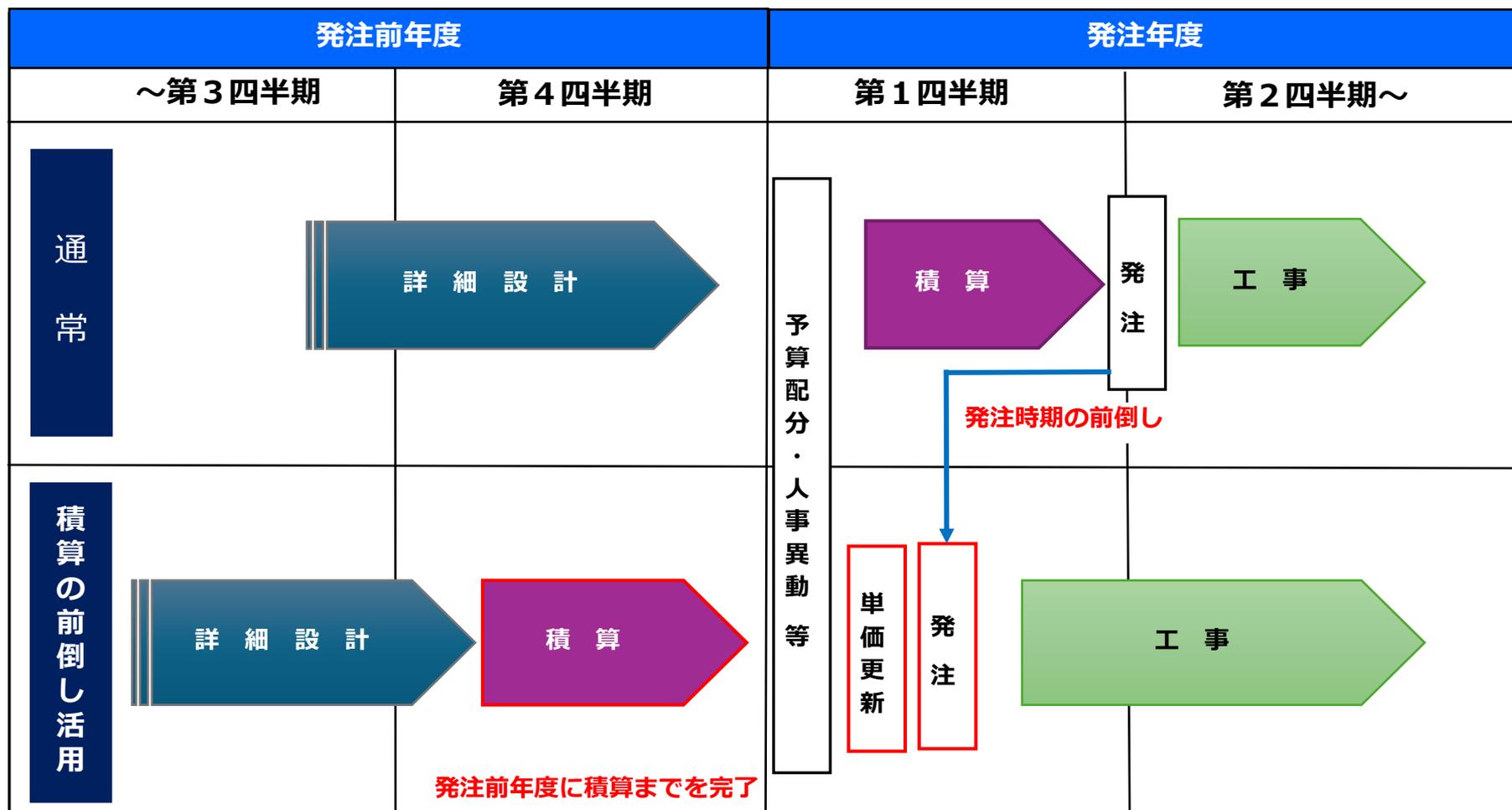
(す) 速やかな繰越手続

【該当例】

- ・6～7月に9月議会における繰越明許費設定の調査を実施 [秋田県:p.14-15]
- ・繰越案件調査は想定される繰越理由の例を明示しながら調査を実施 [秋田県:p.14-15]
- ・9月又は12月定例市議会において、繰越明許費を設定 [行田市:p.23-27]
- ・街路整備工事では予算要望時点(例年9月頃)で繰越を議会に提案
[江戸川区:p.30-32]
- ・県からの交付金・補助金による道路事業を主な対象として、12月議会で繰越を提案
[黒部市:p.36-38]
- ・12月議会で繰越の議決を行い、1月～3月以降に契約を締結 [庄原市:p.45-47]
- ・事務負担を軽減するため、第3四半期から繰越申請作業に着手 [仁淀川町:p.48]
- ・議会に対して自治体および受注者の双方にメリットがあることを繰り返し説明
[由布市:p.49-50]
- ・通常工事は9月議会、災害関連工事は年度末に議案を提出 [由布市:p.49-50]
- ・事業開始前の見積もり段階と次年度予算を決定する際に、繰越等について財政部局と協議を実施
[宜野座村:p.51]

(せ) 積算の前倒し

発注前年度のうちに設計・積算までを完了させることにより、発注年度当初に積算単価を更新するだけで速やかに発注手続を行うことができます。



(せ) 積算の前倒し

【該当例】

- ・当該年度の工事を早期に完了させた上で、次年度の設計・積算を実施することで、年度初め(4月)での発注を実施 [行田市:p.23-27]
- ・2月までに設計・積算を完了、3月議会で予算化・単価更新、4月に発注見通しを公表し、発注 [和光市:p.28-29]
- ・発注前年度の1～3月に設計・積算を完了し、発注年度の4月上旬に積算単価を更新して速やかに発注 [江戸川区:p.30-32]

(そ) 早期執行のための目標設定等(執行率等の設定、発注見通しの公表)

年度末に工期末が集中しないよう上半期(特に4~6月)の執行率(契約率)の目標を設定し早期発注を目指します。また、発注の見通しを公表することにより、受注者が人材や資機材を計画的に準備でき、円滑な施工が見込まれます。

具体的な市町村取組例(発注見通しを公表している地方公共団体の例)

秋田県電子入札システム 建設工事・委託業務の発注の見通し

令和7年度(第4回) 公開日: 令和7年10月06日

入札方式	工事・委託場所	工事・委託名称	工事・業務種別	工事・委託概要	工事・委託期間(ヶ月)	公告等予定時期	公表(入札等執行)課所	事業主管課	公表区分	調達区分
条件付き一般競争	鹿角市鹿角市十和田馬内	毛馬内北部地区農地中間管理機構関連整備工事02902-K01	一般土木	暗渠排水工A=14.0ha 約70百万円	5	第3四半期10月上旬	鹿角地域振興局	農地整備課	変更	工事
条件付き一般競争	鹿角市鹿角市十和田馬内	十和田南地区ため池等整備(河川対応)工事03103-K02	鋼構造物	取水ゲート据付工N=1式 約8百万円	5	第3四半期10月上旬	鹿角地域振興局	農地整備課	変更	工事
一般競争	湯沢市八幡字高屋敷地内	消防ポンプ積載車格納庫建築工事	建築一式	消防ポンプ積載車格納庫 N=1戸	3	第3四半期	湯沢市	総務部	変更	工事
条件付き一般競争	横手市福小屋	交通安全対策工事(通学路緊急対策)	一般土木	路肩盛土工、排水工 約8百万円	4	第3四半期10月下旬	平鹿地域振興局	道路課	新規	工事

- 学校・上下水道等を含め、部局横断的に情報を集約し、建設工事の年間発注見通しをシステム上で公表している
- 議会の開催月も含めて年6回公表している

倉敷市 発注見通し Kurashiki City

担当課	工事名	工事場所	期間	種別	工事概要	入札方法	入札時期	更新日
環境局 下水道部下水建設課	羽島地区管内更生工事(その7-2)	羽島	5箇月	土木	施工延長 L=100m φ1000mm	一般競争	第3四半期	R7.10.3
環境局 下水道部下水建設課	倉敷地区舗装復旧工事(その7-1)	中庄	5箇月	舗装	施工延長 L=300m W=5.0m 面積A=1,500㎡	一般競争	第3四半期	R7.10.3
環境局 下水道部下水建設課	児島地区舗装復旧工事(その7-1)	林	5箇月	舗装	施工延長 L=200m W=7.0m 面積A=1,400㎡	一般競争	第3四半期	R7.10.3
環境局 下水道部下水建設課	児島地区舗装復旧工事(その7-2)	児島地区	4箇月	舗装	施工延長 L=500m W=4.0m 面積A=2,000㎡	一般競争	第3四半期	R7.10.3
環境局 下水道部下水建設課	児島地区舗装復旧工事(その7-3)	児島地区	4箇月	舗装	施工延長 L=500m W=4.0m 面積A=2,000㎡	一般競争	第3四半期	R7.10.3

- 上下水道等を含め、部局横断的に集約し、発注見通しをWebサイト上で公表している
- 四半期ごとの年4回公表している

黒部市 発注見通し一覧(建設工事)

富山県黒部市内における工事発注見通し

No.	発注機関	担当部局	工事名	工事場所	工事概要	工期	入札締結方式	工事種別・工事の業種	入札予定時期	備考
1	黒部市	都市創造部	市道山田浦山線外8路線区画線補修工事	一円	施工延長L=4,500m 区画線補修工 L=7,840m	2.0	指名競争入札	とび	第1四半期	
2	黒部市	都市創造部	市道六天大開線外8路線区画線補修工事	一円	施工延長 L=4,500m 区画線補修工 L=7,452m	2.0	指名競争入札	とび	第1四半期	
3	黒部市	都市創造部	社会資本整備総合交付金事業(防災・安全)市道新屋下立線消雪施設リフレッシュ工事	下立	取水設備改修 1式	5.5	指名競争入札	機械	第1四半期	

- 学校・消防・上下水道等を含め、市内全部局の情報を、部局横断的に集約し、発注見通しを電子入札共同システム上で公表している
- 四半期ごとの年4回公表している

【該当例】

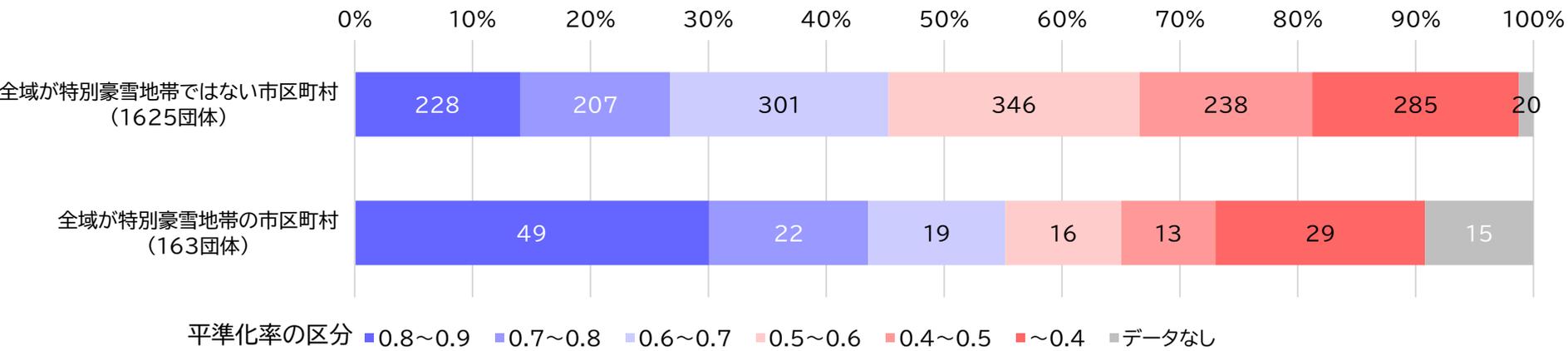
- ・発注見通しを年6回公表(3月、4月、7月、10月、12月、2月) [秋田県:p.14-15]
- ・状況に応じて発注見通しを随時公表可能な体制を整備 [秋田県:p.14-15]
- ・部独自の発注目標を設定して地域別の発注状況の進捗管理を実施(4～9月までは毎月)
[新潟県:p.16-18]
- ・ピーク月の工事数を減らすことを目的として市独自の平準化指標を設定 [千葉市:p.19-20]
- ・毎年度、財政課が作成する「工事検査総括報告」の中で施工時期の平準化や早期発注の実施を呼びかけ [和光市:p.28-29]
- ・年度当初に工事発注部局ごと発注目標を設定、財政部局がとりまとめ、発注見通しを公表
[黒部市:p.36-38]
- ・庁内の委員会で四半期ごとの発注状況を共有 [黒部市:p.36-38]
- ・年間を通じた計画的な発注を実施 [倉敷市:p.42-44]

参考資料

【参考】地方公共団体における平準化率（閑散期のボトムアップ）・平準化取組の状況（気候条件別）

気候条件別平準化率（閑散期）の分布

※グラフ内の数値は地方公共団体数（都道府県・指定都市を含む）



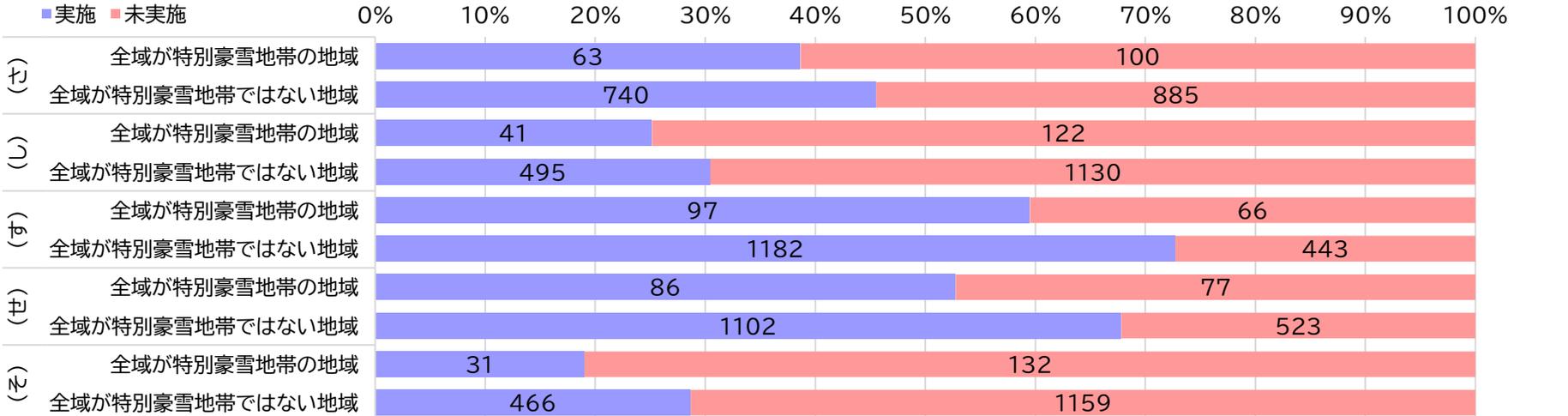
平準化率の区分 ■ 0.8~0.9 ■ 0.7~0.8 ■ 0.6~0.7 ■ 0.5~0.6 ■ 0.4~0.5 ■ ~0.4 ■ データなし

※平準化率（閑散期）の定義：4～6月期の月平均工事稼働数／年間の月平均工事稼働数

※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンス・テクリスセンター」に登録された工事（令和5年度実績、1件当たり500万円以上）を団体区分毎に全ての工事を足し合わせて算出

気候条件別平準化取組みの実施／未実施の割合

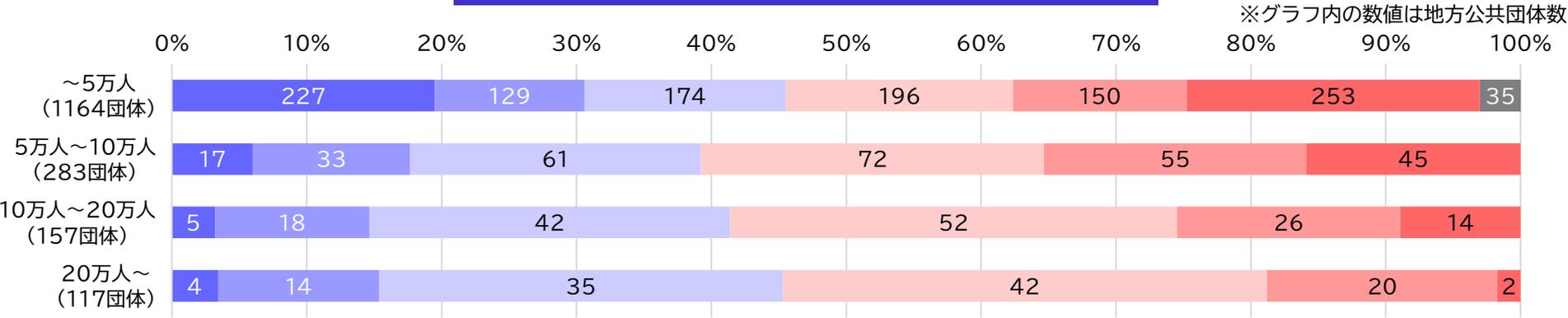
※グラフ内の数値は地方公共団体数（都道府県・指定都市を含む）



※平準化取組の実施状況は、「令和6年度入契法に基づく入札・契約手続に関する実態調査（令和6年7月1日時点）」より集計

【参考】市区町村における平準化率（閑散期のボトムアップ）・平準化取組の状況（人口規模別）

人口規模別平準化率（閑散期）の分布



※グラフ内の数値は地方公共団体数

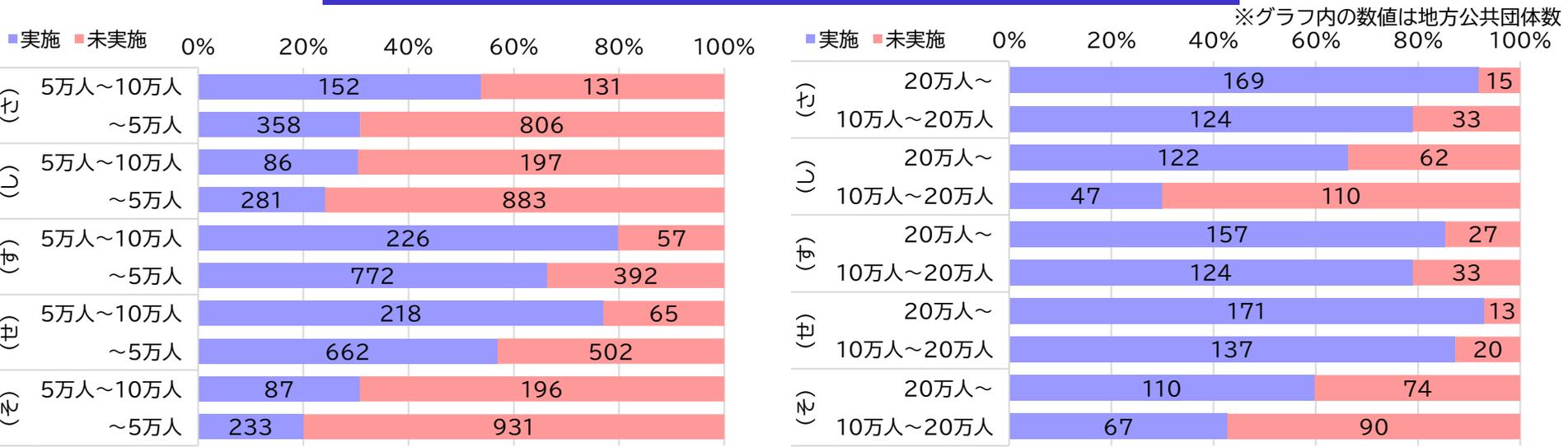
平準化率(閑散期)の区分 ■0.8~ ■0.7~0.8 ■0.6~0.7 ■0.5~0.6 ■0.4~0.5 ■~0.4 ■データなし

注) 人口規模が小さい団体は年間の発注件数が少ないことが多く、平準化率が極端な値になりやすいと考えられる。

※平準化率の定義：4～6月期の月平均工事稼働数／年間の月平均工事稼働数

※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コリnz・テクリスセンター」に登録された工事（令和5年度実績、1件当たり500万円以上）を団体区分毎に全ての工事を足し合わせて算出

人口規模別平準化取組の実施／未実施の構成割合

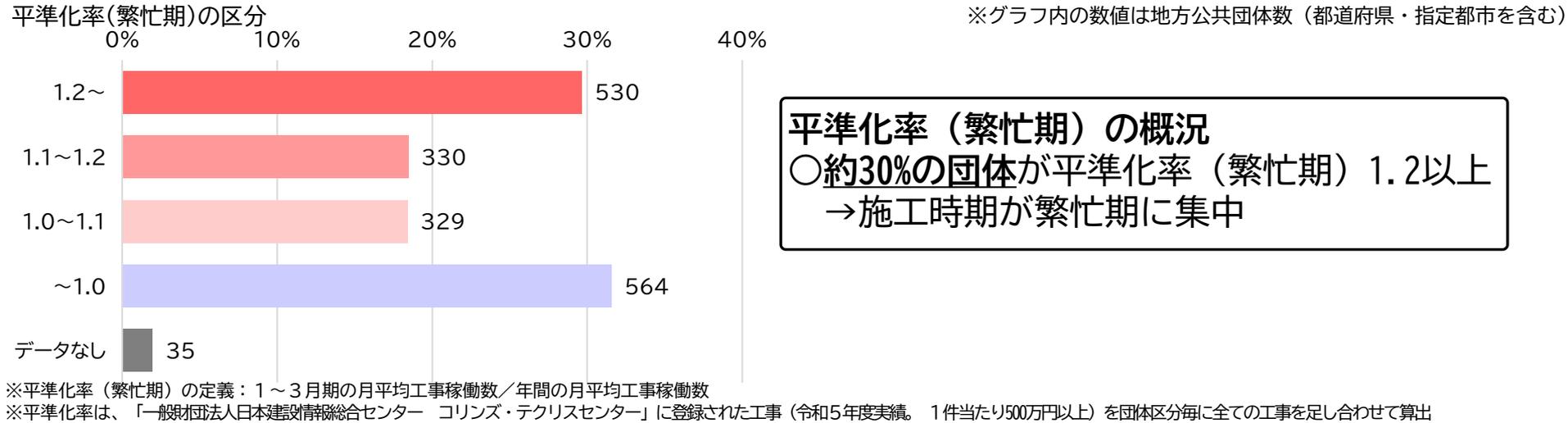


※グラフ内の数値は地方公共団体数

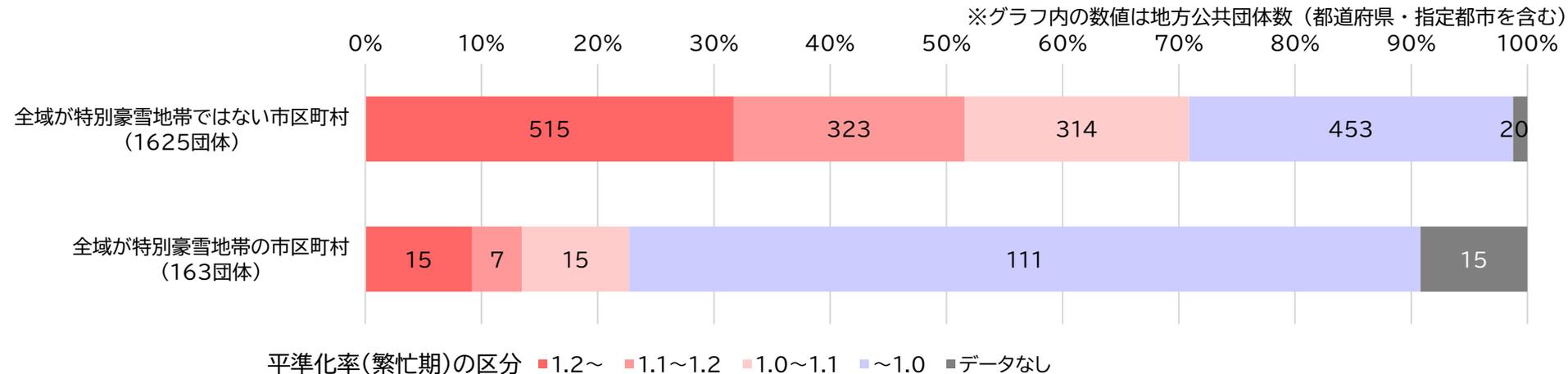
※平準化取組の実施状況は、「令和6年度入契法に基づく入札・契約手続に関する実態調査（令和6年7月1日時点）」より集計

【参考】地方公共団体における平準化率（繁忙期のピークカット）の状況①

地方公共団体における平準化率（繁忙期）の分布



地方公共団体における平準化率（繁忙期）（気候条件別）

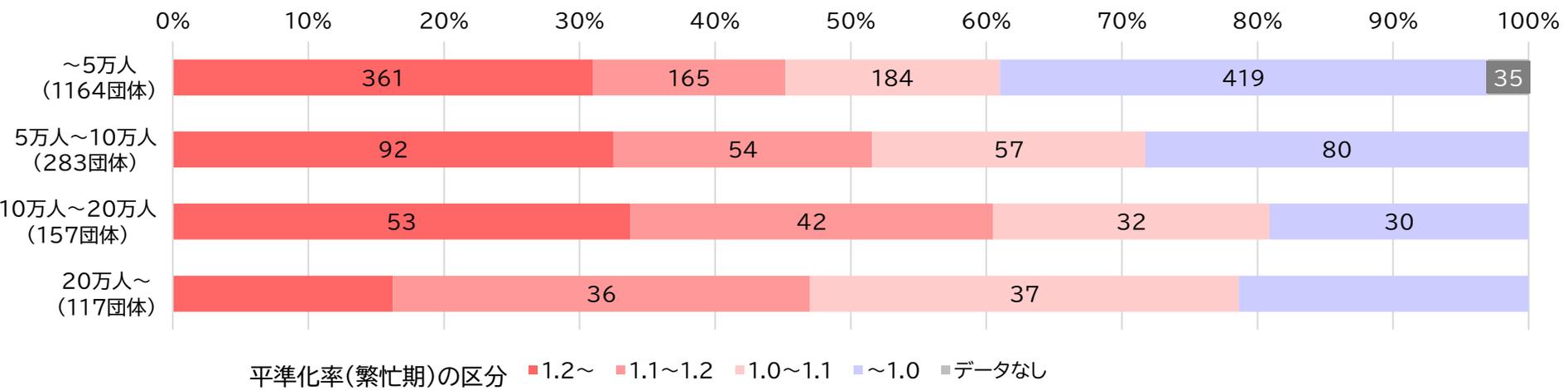


注) 降雪地域では冬期の施工が制限されるため平準化率（繁忙期）が極端に低くなることもある

【参考】地方公共団体における平準化率（繁忙期のピークカット）の状況②

地方公共団体における平準化率（繁忙期）（人口規模別）

※グラフ内の数値は地方公共団体数（都道府県・指定都市を含む）



※平準化率（繁忙期）の定義：1～3月期の月平均工事稼働数／年間の月平均工事稼働数
 ※平準化率（繁忙期）は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事（令和5年度実績、1件当たり500万円以上）を団体区分毎に全ての工事を足し合わせて算出

＜豪雪地帯の定義＞

- 本資料で定義する「豪雪地帯」とは、下記の条件を満たす自治体を指す。

＜市町村の場合＞

- ①当該市町村の全域が特別豪雪地帯、豪雪地帯のいずれかとして指定されている。
- ②当該市町村の一部が特別豪雪地帯として指定されている。

＜都道府県の場合＞

当該都道府県の全域が特別豪雪地帯、豪雪地帯のいずれかとして指定されている。

※特別豪雪地帯、豪雪地帯の指定は、国土交通省国土政策局が公表している「豪雪地帯及び特別豪雪地帯の指定地域（詳細）」（<https://www.mlit.go.jp/common/001475871.pdf>）を参照

＜自治体別の取組の基礎情報の出典＞

- 「3. 自治体別の取組」で掲載している各自治体の基礎情報（人口、面積、普通建設事業費、土木部門職員数、工事契約件数、工事契約金額）の出典は以下の通りである。
 - ・ 人口「令和2年国勢調査」（総務省）
 - ・ 面積「令和6年全国都道府県市区町村別面積調」（国土地理院・令和6年10月1日時点）
 - ・ 普通建設事業費「令和4年度市町村別決算状況調」（総務省）
 - ・ 土木部門職員数「令和6年地方公共団体定員管理部門別職員数」（総務省）
 - ・ 工事契約件数、工事契約金額「令和6年度入札契約適正化法等に基づく実施状況調査」（国土交通省）